

第19回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2021年6月25日(金曜日)
午前10時(午前9時15分開場予定)

開催
場所

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
帝国ホテル 本館2階 孔雀の間
(末尾記載のご案内図をご参照ください。)

目次

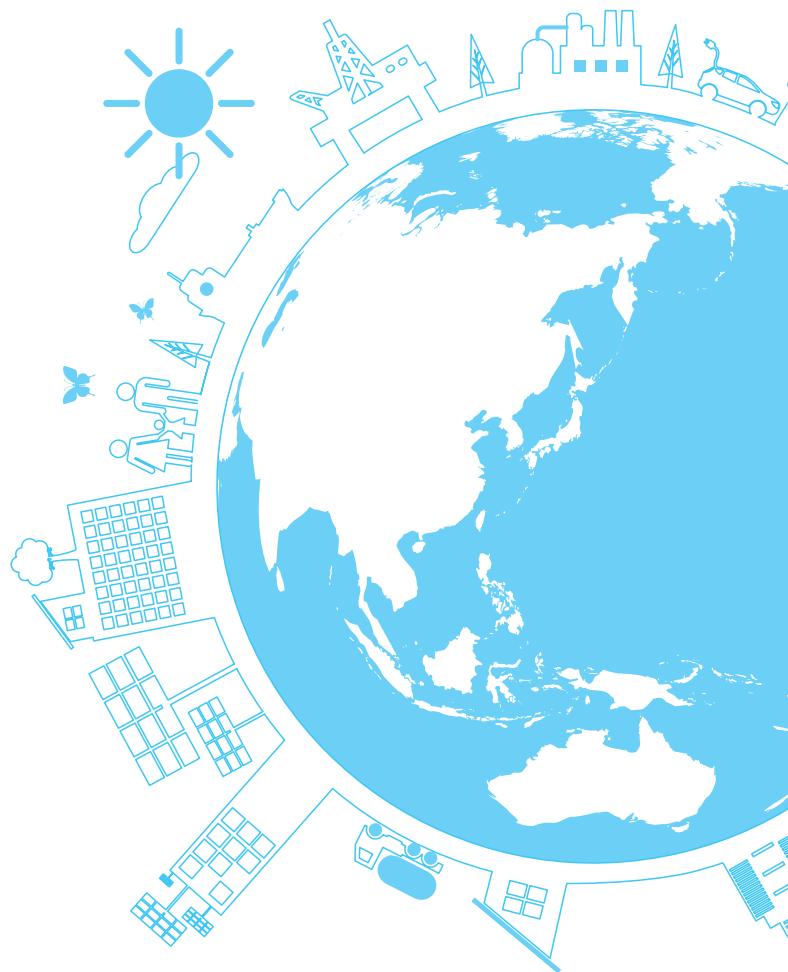
第19回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使方法のご案内	4
株主総会参考書類	7
議案および参考事項	
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 取締役8名選任の件	
第3号議案 監査役2名選任の件	
第4号議案 取締役に対する中長期業績連動型株式報酬制度の一部改定の件	
● 提供書面	
事業報告	23
連結計算書類	57
計算書類	61
監査報告書	63

【ご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルス感染症の拡大が続いています。株主の皆様への安全確保および感染拡大防止のために、極力当日のご来場はお控えいただき、インターネットまたは書面により、事前に議決権行使くださいますようお願い申し上げます。

行使期限

2021年6月24日(木曜日)
17時30分



本招集ご通知の主要なコンテンツをスマートフォン・タブレット端末から簡単にご覧いただける「ネットで招集」サービスを導入しております。こちらからも議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。左のQRコードまたは以下のURLよりアクセスください。
<https://s.srdb.jp/5411/>



ジェイ エフ イー ホールディングス 株式会社

JFE

株主各位

第19回定時株主総会招集ご通知

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症のために世界中で多くの尊い命が失われました。お亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、罹患された方々には心よりお見舞い申し上げます。また、医療従事者の皆様、生活や社会インフラの維持に携わる皆様のご尽力に深く感謝申し上げます。

第19回定時株主総会を2021年6月25日(金曜日)に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社グループの事業の現況と課題および株主総会の議案についてご説明申し上げますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2021年6月9日

東京都千代田区内幸町二丁目2番3号

ジェイエフイーホールディングス株式会社

代表取締役社長 **柿木 厚司**



1	日時	2021年6月25日（金曜日）午前10時 （午前9時15分開場予定） ※開場時刻が例年と異なっておりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。
2	場所	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 帝国ホテル 本館2階 孔雀の間 （末尾記載のご案内図をご参照ください。）
3	目的事項	報告事項1. 第19期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第19期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件 第4号議案 取締役に対する中長期業績連動型株式報酬制度の一部改定の件
4	招集にあたってのその他決定事項	(1) 代理人による議決権行使の場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙と委任状をご提出ください。なお、議決権の代理行使につきましては、定款の定めにより、本株主総会において議決権を有する他の株主の方1名様に委任する場合には限られておりますので、ご了承ください。 (2) インターネットと書面により、二重に議決権を行使された場合は、インターネットにより行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。 (3) インターネットによって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以上

政府や東京都知事から外出自粛が強く要請されている状況に鑑み、**株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、健康状態にかかわらず、極力当日のご来場はお控えいただき、インターネット（スマートフォンやパソコン）または書面により、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

また、当日のプレゼンテーションの様子は、後日当社ホームページで動画にてご視聴いただけます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結持分変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および定款の定めにより、当社ホームページに掲載しておりますので、提供書面には含まれておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部です。

◎株主総会参考書類および提供書面に修正すべき事項が生じた場合には、法令の定めにより、修正後の事項を当社ホームページに掲載させていただきますので、ご了承ください。

本株主総会における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について

当日は、皆様の安全確保および感染拡大防止のために以下の対応をとらせていただきますので、ご理解ならびにご協力の程お願い申し上げます。

- 感染防止のため会場の座席間隔を確保することから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため当日は入場を制限させていただく場合がございます。
- 会場内での滞在時間を短縮する観点から、昨年に引き続き開場時間を例年より遅らせるとともに、本株主総会は、議事を円滑かつ効率的に執り行うことで、短時間で行うことを予定しております。
- 受付において、ご入場前にサーモグラフィや非接触型の体温計により検温を実施させていただきます。発熱の疑いが認められた場合には、医師による検温と問診をお受けいただきます。その結果、入場をお断りさせていただく場合がございます。
- 会場におきましては、感染予防にご配慮いただき、マスクの着用をお願い申し上げます。
- 会場内の各所にアルコール消毒液を設置いたしますので、手指の消毒にご協力をお願い申し上げます。
- 当社グループ事業の取組みに関する展示および飲料のご提供につきましては、今回行いません。
- 株主総会の運営スタッフは、事前に検温を実施し、体調を確認のうえ、マスクを着用して対応させていただきます。
- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を変更する場合がございます。当社ホームページにて、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。



当社ホームページ

JFEホールディングス

検索

<https://www.jfe-holdings.co.jp/>

》 議決権行使方法のご案内

▶ 株主総会にご出席されない場合



■ インターネットによる議決権行使の場合

スマートフォン(スマート行使)やパソコン等(議決権行使ウェブサイト)により、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限 2021年6月24日(木) 17時30分完了分まで



■ 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、ご返送ください。

行使期限 2021年6月24日(木) 17時30分到着分まで

詳しくは5頁～6頁をご覧ください

複数回行使された場合の議決権の取扱い

インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合

インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。 最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

* インターネットにより議決権を行使された後、書面にて異なる内容の議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容が有効となりますので、行使内容を変更される場合は、改めてインターネットにより議決権を行使してください。

インターネットにより複数回議決権を行使された場合

▶ 株主総会にご出席される場合

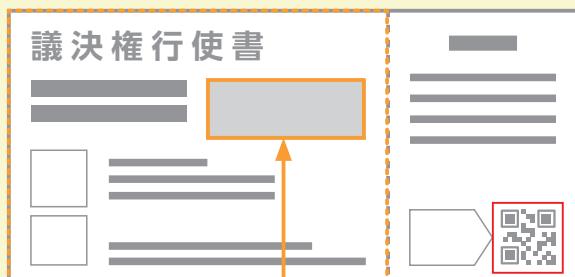


議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。(ご記入・ご捺印は不要です)

* 代理人による議決権行使の場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙と委任状をご提出ください。なお、議決権の代理行使につきましては、定款の定めにより、本株主総会において議決権を有する他の株主の方1名様に委任する場合に限られておりますので、ご了承ください。

株主の皆様の安全確保および新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、極力、株主総会当日のご来場をお控えいただき、インターネットまたは書面により、事前に議決権を行ってくださいようお願い申し上げます。

書面による議決権行使のご案内



議案の賛否をご記入ください。

こちらを切り取ってご投函ください。

インターネットによる議決権行使の

▶ スマートフォンによる方法

- 1 QRコードを読み取り、ウェブサイトへアクセス



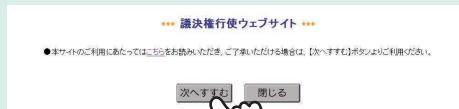
(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

▶ パソコン等による方法

- 1 「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にアクセス



<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



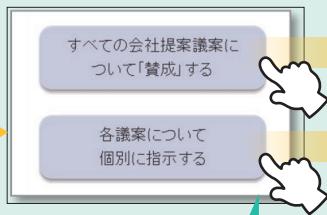
【議決権行使プラットフォームによる議決権行使のご案内～機関投資家の皆様へ～】

機関投資家の皆様には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

ご案内

(スマート行使)

② 議決権行使方法を選択



議決権行使方法は2つ

(すべての議案に賛成の場合には④へ)

③ 各議案について個別に指示する場合



賛否を選択

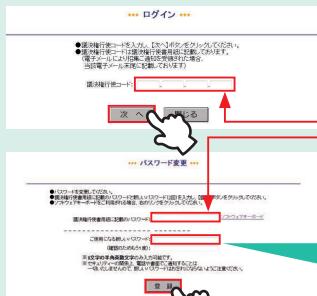
④ この内容で行使するボタンを押して行使完了



この内容で行使する

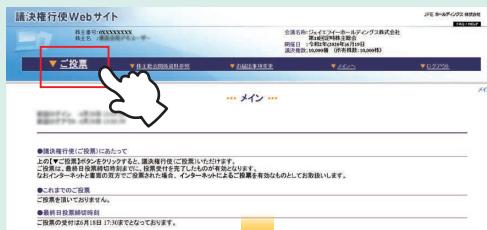
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合は、下段「パソコン等による方法」で変更してください。

② 「議決権行使コード」を入力し「次へ」をクリック



実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。(2回)

③ メイン画面から「ご投票」を選択



画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関する専用お問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部



0120-768-524 (平日 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への利益還元を最重要経営課題のひとつに掲げており、グループ全体として持続性のある高収益体質の確立を図り、成長に向けた投資への対応と財務体質の改善を行ないつつ、積極的に配当を実施することを基本方針といたしております。

当期につきましては、親会社の所有者に帰属する当期利益は通期で赤字となりましたが、下期の大幅な収益改善等をふまえ、当期末の剰余金の配当は以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金10円 総額 5,765,233,290円

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年6月28日

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）は任期満了となりますので、改めて社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、社外取締役を委員長とし委員の過半数を社外役員で構成する指名委員会における審議および答申に基づき取締役会にて決定したものであります。本議案が原案どおり承認された場合、引き続き取締役の3分の1以上が当社の「社外役員独立性基準」を満たす社外取締役となります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名 (年齢)	当社における現在の地位および担当	主要な兼職	取締役会出席状況 (2020年度)
1	かきぎ こうじ 柿木 厚司 (満68歳) 再任	代表取締役社長 CEO (最高経営責任者)	—	15回/15回 (100%)
2	きたの よしひさ 北野 嘉久 (満63歳) 再任	代表取締役	JFEスチール(株) 代表取締役社長	15回/15回 (100%)
3	てらはた まさし 寺畑 雅史 (満61歳) 再任	代表取締役副社長 CFO (最高財務責任者) 総務部、企画部、IR部、財務部および 京浜臨海土地活用検討班の統括	JFEスチール(株) 取締役	15回/15回 (100%)
4	おおした はじめ 大下 元 (満63歳) 再任	取締役	JFEエンジニアリング(株) 代表取締役社長	15回/15回 (100%)
5	こばやし としのり 小林 俊文 (満63歳) 新任	—	JFE商事(株) 代表取締役社長	—
6	やまもと まさみ 山本 正巳 (満67歳) 再任 社外 独立役員	社外取締役	富士通(株) 取締役シニアアドバイザー	15回/15回 (100%)
7	けもり のぶまさ 家守 伸正 (満70歳) 再任 社外 独立役員	社外取締役	住友金属鉱山(株) 相談役	15回/15回 (100%)
8	あんどう よしこ 安藤 よし子 (満62歳) 再任 社外 独立役員	社外取締役	—	12回/12回 (100%)

(注) 1. 各候補者の年齢は、本総会時のものです。

2. 安藤よし子氏は、昨年の定時株主総会（2020年6月19日開催）において新たに取締役に選任されましたので、取締役会の開催回数が異なります。

候補者番号

1 柿木厚司 (かぎぎ こうじ)

再任

指名委員会委員

報酬委員会委員

**略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況**

1977年 4月 川崎製鉄株式会社入社	2015年 4月 同社代表取締役社長
2007年 4月 JFEスチール株式会社常務執行役員	2015年 6月 当社代表取締役
2010年 4月 同社専務執行役員	2019年 4月 JFEスチール株式会社代表取締役社長退任
2012年 4月 同社代表取締役副社長	当社代表取締役社長 (現任)

重要な兼職の状況

公益財団法人JFE21世紀財団理事長

執行役員の分担

CEO (最高経営責任者)

取締役候補者とした理由

柿木厚司氏は、当社グループの中核企業であるJFEスチール株式会社における人事・労政部門の業務に加え、執行役員として総務・法務・経理・財務・購買等の経営管理部門の任務を経験することを通じてグループ経営に必要な豊富な経験と知識を有しております。また、JFEスチール株式会社の代表取締役社長としての経験を通じて経営者として豊富な経験と知識を有しており、現在は当社の代表取締役社長として当社グループの持続的な成長と企業価値向上に取り組んでおります。これらの点から、当社の取締役として適任と判断したものであります。

- 生年月日
1953年5月3日生 (満68歳)
- 所有する当社株式の数
56,700株
- 取締役就任年数(本総会最終時)
6年
- 取締役会出席状況(2020年度)
15回/15回(100%)

候補者番号

2 北野嘉久 (きたの よしひさ)

再任

指名委員会委員

**略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況**

1982年 4月 川崎製鉄株式会社入社	2018年 4月 同社代表取締役副社長
2011年 4月 JFEスチール株式会社常務執行役員	2019年 4月 同社代表取締役社長 (現任)
2014年 4月 同社専務執行役員	2019年 6月 当社代表取締役 (現任)

重要な兼職の状況

JFEスチール株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

北野嘉久氏は、当社グループの中核企業であるJFEスチール株式会社における製鋼・生産管理部門の業務に加え、執行役員として各製鉄所・製造所および海外事業の統括、経営企画ならびにIT等の任務を経験することを通じてグループ経営に必要な豊富な経験と知識を有しております。現在は同社の代表取締役社長として構造改革の実行、最先端技術による収益基盤強化および成長戦略の推進等に積極的に取り組むとともに、当社の代表取締役として当社グループの持続的な成長と企業価値向上に取り組んでおります。これらの点から、当社の取締役として適任と判断したものであります。

- 生年月日
1958年2月20日生 (満63歳)
- 所有する当社株式の数
19,604株
- 取締役就任年数(本総会最終時)
2年
- 取締役会出席状況(2020年度)
15回/15回(100%)

候補者番号

3 寺畑 雅史 (てらはた まさし)

再任

報酬委員会委員



- 生年月日
1959年10月31日生 (満61歳)
- 所有する当社株式の数
19,000株
- 取締役就任年数(本総会最終時)
2年
- 取締役会出席状況(2020年度)
15回/15回(100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年 4月	川崎製鉄株式会社入社	2018年 3月	当社専務執行役員退任
2012年 4月	当社常務執行役員 JFEスチール株式会社常務執行役員	2018年 4月	JFE商事株式会社取締役退任 JFEスチール株式会社代表取締役副社長
2015年 4月	当社専務執行役員 JFEスチール株式会社専務執行役員	2019年 4月	当社執行役員副社長 (現任) JFEスチール株式会社取締役 (現任)
2016年 4月	JFE商事株式会社取締役	2019年 6月	当社代表取締役 (現任)

重要な兼職の状況

JFEスチール株式会社取締役
公益財団法人JFE21世紀財団専務理事

執行役員 の 分担

CFO(最高財務責任者)
総務部、企画部、IR部、財務部および京浜臨海土地活用検討班の統括

取締役候補者とした理由

寺畑雅史氏は、総務・法務部門の業務および当社グループの中核企業であるJFEスチール株式会社における人事・労務部門の業務に加え、同社の執行役員として経理・財務・購買等の経営管理部門の任務を通じてグループ経営に必要な豊富な経験と知識を有しております。また、JFEスチール株式会社の代表取締役副社長としての経験を通じて経営者として豊富な経験と知識を有しており、現在は当社の代表取締役副社長としてグループの経営管理や財務・資本政策の実行等に取り組むとともに、当社グループの中核企業であるJFEスチール株式会社の非常勤取締役として同社の経営管理に取り組んでおります。これらの点から、当社の取締役として適任と判断したものであります。

候補者番号

4 大下 元 (おおした はじめ)

再任



- 生年月日
1957年9月11日生 (満63歳)
- 所有する当社株式の数
21,400株
- 取締役就任年数(本総会最終時)
4年
- 取締役会出席状況(2020年度)
15回/15回(100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年 4月	日本鋼管株式会社入社	2016年 4月	同社代表取締役専務執行役員
2012年 4月	JFEエンジニアリング株式会社常務執行役員	2017年 3月	同社代表取締役社長(現任)
2014年 4月	同社専務執行役員	2017年 6月	当社取締役(現任)
2015年 4月	同社取締役専務執行役員		

重要な兼職の状況

JFEエンジニアリング株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

大下元氏は、当社グループの中核企業であるJFEエンジニアリング株式会社における経営企画、経理・財務関連の業務に加え、執行役員として国内および海外事業の統括等の幅広い任務を経験することを通じてグループ経営に必要な豊富な経験と知識を有しております。また、同社の代表取締役専務執行役員としての経験を通じて経営者として豊富な経験と知識を有しており、現在は同社の代表取締役社長として国内収益基盤の強化、海外事業拡大等に積極的に取り組んでおります。これらの点から、当社の取締役として適任と判断したものであります。

候補者番号

5

小林俊文 (こばやし としのり)

新任



- 生年月日
1957年12月19日生 (満63歳)
- 所有する当社株式の数
19,333株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980年 4月	川崎製鉄株式会社入社	2016年 4月	同社代表取締役副社長
2011年 4月	JFEスチール株式会社常務執行役員	2021年 4月	同上退任
2014年 4月	同社専務執行役員		JFE商事株式会社代表取締役社長(現任)

重要な兼職の状況

JFE商事株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

小林俊文氏は、当社グループの中核企業であるJFEスチール株式会社における自動車用鋼材の営業に関する業務に加え、執行役員として営業部門の統括任務を経験することを通じてグループ経営に必要な豊富な経験と知識を有しております。また、同社の代表取締役副社長としての経験を通じて経営者として豊富な経験と知識を有しており、現在は当社グループの中核企業であるJFE商事株式会社の代表取締役社長として国内収益基盤の強化、海外事業拡大等に積極的に取り組んでおります。これらの点から、当社の取締役として適任と判断したものであります。

候補者番号

6

山本正巳 (やまもと まさみ)

再任

社外

独立役員

指名委員会委員長

報酬委員会委員



- 生年月日
1954年1月11日生 (満67歳)
- 所有する当社株式の数
13,200株
- 社外取締役就任年数(本総会終結時)
4年
- 取締役会出席状況(2020年度)
15回/15回(100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1976年 4月	富士通株式会社入社	2015年 6月	同社代表取締役会長
2010年 1月	同社執行役員副社長	2017年 6月	同社取締役会長
2010年 4月	同社執行役員社長		当社取締役 (現任)
2010年 6月	同社代表取締役社長	2019年 6月	富士通株式会社取締役シニアアドバイザー (現任)

重要な兼職の状況

富士通株式会社取締役シニアアドバイザー
株式会社みずほフィナンシャルグループ社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

山本正巳氏は、ICT分野におけるトータルソリューションビジネスをグローバルに展開している富士通株式会社の経営者として長年活躍され、変化の激しいICT業界において従来型の事業構造やプロセスの変革に取り組みました。同氏には、このような企業経営における豊富な経験と幅広い見識に基づくガバナンス強化の役割を果たすことを期待しております。

同氏の深い知見と卓越した見識に加え、当社の社外取締役に就任以降の実績から、同氏が当社の社外取締役として適任と判断したものであります。

特記事項

1. 山本正巳氏は、株式会社東京証券取引所等が定める独立役員の要件および当社が定める「社外役員独立性基準」を満たす社外取締役候補者であります。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所等に届け出ております。なお、同氏が2017年6月まで代表取締役を務めていた富士通株式会社は2020年度において、当社および当社の事業会社との間で当社および富士通株式会社それぞれの年間連結売上高(売上収益)の1%を超える取引はありません。従って、同氏は当社またはその事業会社を主要な取引先とする者および当社またはその事業会社の主要な取引先である者に該当しません。また、当社および当社の事業会社は、2021年3月末時点で、富士通株式会社の株式を保有しておりません。
2. 同氏が社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できるよう、当社は同氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する額を限度額として限定する契約を締結しております。なお、改めて同氏が社外取締役に就任された場合、同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
3. 同氏が取締役シニアアドバイザーを務めている富士通株式会社は、同氏が取締役として在任中の2016年7月に、東京電力株式会社が発注する電力保安通信用機器の取引について独占禁止法に違反する行為があったとして公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。また、2017年2月には、中部電力株式会社が発注するハイブリッド光通信装置および伝送路用装置の取引について公正取引委員会より独占禁止法に違反する行為があったとの認定を受けました。本件においては、富士通株式会社は公正取引委員会に対し課徴金減免制度の適用を申請し、これが認められたこと等から、排除措置命令および課徴金納付命令のいずれもを受けておりません。なお、同氏はいずれの事実にも直接関与しておらず、これらの事実を認識した後、法令遵守に関する取り組みの一層の強化と再発防止の徹底等に取り組んでおり、その職責を果たしております。

候補者番号

7

家守伸正 (けもり のぶまさ)

再任

社外

独立役員

報酬委員会委員長



- 生年月日
1951年4月12日生 (満70歳)
- 所有する当社株式の数
11,200株
- 社外取締役就任年数(本総会終結時)
3年
- 取締役会出席状況(2020年度)
15回/15回(100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980年 9月	住友金属鉱山株式会社入社	2016年 6月	同社取締役会長
2006年 6月	同社取締役常務執行役員 金属事業本部長	2017年 6月	同上退任
2007年 6月	同社代表取締役社長		同社相談役 (現任)
2013年 6月	同社代表取締役会長	2018年 6月	当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

住友金属鉱山株式会社相談役
長瀬産業株式会社社外取締役
住友不動産株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

家守伸正氏は、非鉄金属における資源開発、製錬、材料製造など幅広い事業を展開している住友金属鉱山株式会社の経営者として長年活躍され、金属材料について深い学識を有するとともに、同社の主力事業の一つであるニッケル製錬の海外でのプラント建設や大型銅鉱山の開発プロジェクトを主導されました。同氏にはこのような企業経営における幅広い経験と金属材料についての学識に基づくガバナンス強化の役割を果たすことを期待しております。

同氏の深い知見と卓越した見識に加え、当社の社外取締役に就任以降の実績から、同氏が当社の社外取締役として適任と判断したものであります。

特記事項

1. 家守伸正氏は、株式会社東京証券取引所等が定める独立役員の要件および当社が定める「社外役員独立性基準」を満たす社外取締役候補者であります。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所等に届け出ております。なお、同氏が2016年6月まで代表取締役会長を務めていた住友金属鉱山株式会社は2020年度において、当社および当社の事業会社との間で当社および住友金属鉱山株式会社それぞれの年間連結売上高(売上収益)の1%を超える取引はありません。従って、当社は当社またはその事業会社を主要な取引先とする者および当社またはその事業会社の主要な取引先である者に該当しません。また、当社および当社の事業会社は、2021年3月末時点で、住友金属鉱山株式会社の株式を保有していません。
2. 同氏が社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できるよう、当社は同氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する額を限度額として限定する契約を締結しております。なお、改めて同氏が社外取締役に就任された場合、同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号

8

安藤 よし子 (あんどう よしこ)

再任

社外

独立役員

指名委員会委員



- 生年月日
1959年3月17日生（満62歳）
- 所有する当社株式の数
900株
- 社外取締役就任年数（本総会最終時）
1年
- 取締役会出席状況（2020年度）
12回／12回（100％）

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年 4月 労働省入省	2016年 6月 同省政策統括官（統計・情報政策担当）
2013年 7月 厚生労働省労働基準局労災補償部長	2017年 7月 同省人材開発統括官
2014年 7月 同省雇用均等・児童家庭局長	2018年 7月 同省退官
2015年10月 同省政策統括官（労働担当）	2020年 6月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

キリンホールディングス株式会社社外監査役
三精テクノロジーズ株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

安藤よし子氏は、行政官として長年にわたり活躍され、女性活躍推進をはじめとする労働行政における政策立案等に従事されました。同氏には、このような雇用・労働の幅広い分野に関する高度な専門知識と豊富な経験に基づくガバナンス強化の役割を果たすことを期待しております。

同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはないものの、同氏の深い知見と卓越した見識に加え、当社の社外取締役に就任以降の実績から、同氏が当社の社外取締役として適任と判断したものであります。

特記事項

1. 安藤よし子氏は、株式会社東京証券取引所等が定める独立役員の要件および当社が定める「社外役員独立性基準」を満たす社外取締役候補者であります。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所等に届け出ております。
2. 同氏が社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できるよう、当社は同氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する額を限度額として限定する契約を締結しております。なお、改めて同氏が社外取締役に就任された場合、同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

(注) 当社は、取締役全員が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、本議案が原案どおり承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、被保険者が法令違反であることを認識しながら行った行為による損害は填補対象外とするなどの一定の免責事由を設定し、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。保険料は全額会社負担とし、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、当社は、当該保険契約を任期中に更新することを予定しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役原伸哉および佐長功の両氏の任期が満了いたしますので、改めて監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、指名委員会における審議および答申に基づき取締役会にて決定したものであり、本議案が原案どおり承認された場合、引き続き監査役の過半数が当社の「社外役員独立性基準」を満たす社外監査役となります。

なお、本議案については監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

1

原 伸哉 (はら のぶや)

再任



- 生年月日
1961年12月11日生 (満59歳)
- 所有する当社株式の数
6,738株
- 監査役就任年数(本総会終結時)
4年
- 取締役会出席状況(2020年度)
15回/15回(100%)
- 監査役会出席状況(2020年度)
18回/18回(100%)

略歴、地位および重要な兼職の状況

1984年 4月 日本鋼管株式会社入社	2015年 4月 同社関連企業部長
2011年 4月 JFEスチール株式会社経理部長	2016年 4月 同社監査役(現任)
2012年 4月 同社経理部長、当社経理部長	2017年 6月 当社監査役(現任)

重要な兼職の状況

JFEスチール株式会社監査役

監査役候補者とした理由

原伸哉氏は、当社グループの中核企業であるJFEスチール株式会社における経営企画、経理・財務関連の業務および当社における経理関連の業務を通じて財務および会計に関する豊富な経験と知識を有しております。また、同社のグループ会社の経営管理に関する業務および同社の監査役としての任務を通じて豊富な経験と知識を有しております。こうした同氏の経験・知識に加え、当社の監査役に就任以降の実績から、引き続き監査役の職務を適切に遂行いただけると判断したものであります。

特記事項

原伸哉氏が監査役としてその期待される役割を十分に発揮できるよう、当社は同氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する額を限度額として限定する契約を締結しております。なお、改めて同氏が監査役に就任された場合、同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号

2

佐長 功 (さいき いさお)

再任

社外

独立役員

報酬委員会委員



- 生年月日
1961年8月11日生 (満59歳)
- 所有する当社株式の数
8,200株
- 監査役就任年数(本総会最終時)
4年(※)
- 取締役会出席状況(2020年度)
15回/15回(100%)
- 監査役会出席状況(2020年度)
18回/18回(100%)

略歴、地位および重要な兼職の状況

1989年 4月 弁護士登録	2014年 4月 当社監査役
1989年 4月 銀座法律事務所(現 阿部・井窪・片山法律事務所) 入所	2014年 6月 同上退任
1998年 1月 阿部・井窪・片山法律事務所パートナー(現任)	2017年 6月 当社監査役(現任)

重要な兼職の状況

阿部・井窪・片山法律事務所パートナー弁護士

社外監査役候補者とした理由

佐長功氏は、弁護士として企業法務等に関する豊富な経験および高い見識を有しております。また、同氏は2009年6月より当社の補欠監査役として選任されており2014年4月には当社の社外監査役に就任されるなど、当社を含め上場会社の社外監査役を務められた実績があります。同氏は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはないものの、上記の理由に加え、当社の監査役に就任以降の実績から、引き続き社外監査役の職務を適切に遂行いただけると判断したものであります。

(※) 佐長功氏が2017年6月に当社監査役に就任してからの年数は4年ですが、2014年4月より2ヶ月間監査役であった期間がありますので、それらを通算した年数は4年2ヶ月であります。

特記事項

1. 佐長功氏は、株式会社東京証券取引所等が定める独立役員の要件および当社が定める「社外役員独立性基準」を満たす社外監査役候補者であります。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所等に届け出ております。なお、同氏がパートナー弁護士を務めている阿部・井窪・片山法律事務所は、当社および当社の事業会社より過去3年間平均にて年間1,000万円以上の報酬を得ておりません。
2. 同氏が監査役としてその期待される役割を十分に発揮できるよう、当社は同氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する額を限度額として限定する契約を締結しております。なお、改めて同氏が社外監査役に就任された場合、同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

(注) 当社は、監査役全員が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、本議案が原案どおり承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、被保険者が法令違反であることを認識しながら行った行為による損害は填補対象外とするなどの一定の免責事由を設定し、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。保険料は全額会社負担とし、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、当社は、当該保険契約を任期中に更新することを予定しております。

(ご参考) JFEホールディングスの社外役員独立性基準

JFEホールディングスは、社外取締役・社外監査役の独立性基準を以下のとおり定め、以下の各号のいずれかに該当する場合は、当社に対する十分な独立性を有していないものとみなします。

- ① 当社およびその子会社の業務執行取締役、執行役または使用人（以下、「業務執行者」という）である者、または過去において業務執行者であった者。
- ② 当社の現在の大株主である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社またはその重要な子会社の業務執行者である者、または最近3年間において業務執行者であった者。
- ③ 当社またはその事業会社を主要な取引先とする者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社またはその重要な子会社の業務執行者である者、または最近3年間において業務執行者であった者。
- ④ 当社またはその事業会社の主要な取引先である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社またはその重要な子会社の業務執行者である者、または最近3年間において業務執行者であった者。
- ⑤ 当社またはその事業会社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者等。それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、またはその重要な子会社の業務執行者である者、または最近3年間において業務執行者であった者。
- ⑥ 当社またはその事業会社から、一定額（過去3年間平均にて年間1,000万円または平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付金を受領している者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社またはその重要な子会社の業務執行者である者、または過去3年間において業務執行者であった者。
- ⑦ 当社またはその事業会社から、役員報酬以外に多額の金銭その他財産（過去3年間平均にて年間1,000万円以上の額）を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家および弁護士等の法律専門家である者。それらの者が法人・組合等の団体である場合、その団体に所属する者。
- ⑧ 当社またはその事業会社の会計監査人または会計監査人の社員等である者、または最近3年間において当該社員等として当社またはその事業会社の監査業務に従事した者。
- ⑨ 当社または事業会社から取締役を受け入れている会社、またはその親会社もしくはその子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員である者。
- ⑩ 当社の主幹事証券会社の業務執行者である者。または最近3年間において業務執行者であった者。
- ⑪ 上記①から⑩のいずれかに該当している者の近親者（配偶者、三親等内の親族もしくは同居の親族）である者。

上記の各号のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が当社の独立社外役員としてふさわしいと考える理由および独立社外役員としての要件を充足している旨を説明することによって、当該人物を当社の独立社外役員候補とすることができる。

※ 「事業会社」：JFEスチール株式会社、JFEエンジニアリング株式会社、JFE商事株式会社

※ 「主要な取引先」：直近事業年度の年間連結売上高の1%を超える場合をいう

第4号議案 取締役に対する中長期業績連動型株式報酬制度の一部改定の件

1. 提案の理由および当該報酬の一部改定を相当とする理由

当社は、中長期的な企業価値の向上と持続可能な社会の実現への貢献を推進することを企図して、当社および事業会社の取締役と執行役員（具体的な対象者は下記3.（1）のとおりとし、以下、対象者を総称して「当社グループ取締役等」という。）を対象とした、中長期業績に連動する株式報酬制度「株式給付信託」（以下、「本制度」という。）を、2018年6月21日開催の第16回定時株主総会（以下、「前株主総会」という。）において株主の皆様の承認をいただき導入いたしました。

本制度は、当社グループ取締役等に対し、中期経営計画に掲げる業績目標の達成度等に応じて当社株式等（下記3.（1）において定義する。）を給付することにより、報酬と当社グループの業績および株式価値との連動性をより明確にし、株主の皆様との価値共有を一層促進することで、中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的としております。

本議案は、今般策定した第7次中期経営計画が2021～2024年度の4事業年度を対象とすることから、これに対応し、本制度の対象期間を従来の3事業年度に固定せず、今後の中期経営計画の対象となる期間に応じて1事業年度から5事業年度の間で設定できるように、本制度の対象となる当社の取締役に対する報酬の額および内容の一部改定についてご承認をお願いするものです。

また、本制度の一部改定については、「当社取締役および執行役員の報酬に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）およびこれに基づく「当社取締役および執行役員の個人別報酬の決定方針」（以下、「決定方針」という。）に従い、報酬委員会の審議および答申をふまえ、取締役会にて決定したものです（基本方針および決定方針の概要の具体的な内容については、45頁をご参照ください。）。これらをふまえ、当社としては本議案の内容は相当であると考えております。

なお、改定後の本制度の詳細につきましては、下記3. の枠内で当社の取締役会にご一任いただきたいと存じます。

当社の取締役のうち、社外取締役は本制度の対象外としており、事業会社の業務執行取締役を兼務する取締役については当社からは本制度に基づく報酬を支給しないため、本制度の対象となる現在の当社の取締役は2名となります。なお、第2号議案が原案どおり承認された場合もその員数に変更はありません。

本制度導入当初の第6次中期経営計画期間（2018～2020年度）においては、誠に遺憾ながら業績目標を達成することはできず、本制度の業績連動部分の支給要件を満たすには至らない期間がありましたが、今般、本制度を一部改定のうえ継続させていただくことにより、第7次中期経営計画に掲げた業績目標の達成と株主の皆様との価値共有を通じた中長期的な企業価値の向上に取り組んでまいりたいと存じます。

2. 本制度の改定内容

本制度の改定内容は以下のとおりです。

項目	改定前	改定後
本制度の対象期間	2018年度に始まる3事業年度ごとの期間	中期経営計画の対象となる期間 (1～5事業年度の間で設定)
当社が信託に拠出する金銭の上限	各対象期間(3事業年度)当たり45億円 (うち当社取締役分6億円)	1事業年度当たり15億円 (うち当社取締役分2億円) ×当該対象期間に係る事業年度数
信託が取得し、給付の対象となる当社株式数の上限	各対象期間(3事業年度)当たり480万株 (うち当社取締役分66万株)	1事業年度当たり160万株 (うち当社取締役分22万株) ×当該対象期間に係る事業年度数

また、当社の取締役が解任された場合および一定の非違行為があった場合、取締役会決議に基づき給付を受ける権利を失効させまたは受領した当社株式等に相当する経済価値の返還を請求できることについて、役員株式給付規程において定めておりますが、今回株主総会でのご承認をいただくこととしました。

上記を除き、前株主総会における決議の内容に変更ありません。

3. 改定後の本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、当社グループ取締役等に対して、当社および事業会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。

本制度は、第7次中期経営計画の対象となる2021年度から2024年度までの4事業年度（以下、当該4事業年度にわたる期間を「本対象期間」といい、本対象期間および本対象期間の経過後に開始する中期経営計画の対象となる期間を、それぞれ「対象期間」という。）およびその後の各対象期間を対象とします。また、対象期間は今後の中期経営計画の対象となる期間に相当する期間を1事業年度から5事業年度の間で設定します。

本制度の構成	業績連動部分	対象期間の中期経営計画に掲げる業績目標の達成度等に応じて、当社株式等を給付（注1） *但し、当社の親会社所有者帰属持分当期利益率（以下、「ROE」という。）が5%未満の場合、当該事業年度分の給付は行いません。 *また、事業会社がセグメント利益において損失を計上した場合、当該事業会社の対象者への当該事業年度分の給付は行いません。
	在任期間部分	会社毎・役位毎の在任期間に応じて当社株式等を給付
本制度の対象者	業績連動部分	・当社および事業会社の取締役（社外取締役を除く） ・当社および事業会社の取締役を兼務しない執行役員（国内非居住者を除く）
	在任期間部分	当社および事業会社の取締役（社外取締役を除く）
当社が信託に拠出する金銭の上限		1事業年度当たり15億円×当該対象期間に係る事業年度数 （うち当社取締役分は1事業年度当たり2億円×当該対象期間に係る事業年度数）
信託が取得し、給付の対象となる当社株式数の上限		1事業年度当たり160万株×当該対象期間に係る事業年度数 （うち当社取締役分は1事業年度当たり22万株×当該対象期間に係る事業年度数）
信託による当社株式の取得方法		取引市場を通じた取得または当社の自己株式処分の引き受け
当社株式等の給付時期		原則として当社グループ取締役等退任時

(注) 1. 業績連動部分について、本対象期間においては、第7次中期経営計画に掲げる親会社の所有者に帰属する当期利益目標2,200億円/年を業績指標とし、当該目標達成時を100%として、各事業年度分の給付水準を0～150%の範囲で変動させます。

(2) 当社が本信託に拠出する金銭の上限額および本信託から給付が行われる当社株式の上限株式数

当社は、当社グループ取締役等に対して給付する当社株式等の原資として、対象期間ごとに1事業年度当たり15億円に当該対象期間に係る事業年度の数を乗じた額（うち当社の取締役分として1事業年度当たり2億円に当該対象期間に係る事業年度の数を乗じた額）を上限とする金銭を本信託に拠出するものとします（注2）。当社の取締役分としての上限額は、本総会終結後の取締役の員数および今後の取締役の改選を考慮し、最高評価（中期経営計画に掲げる目標達成水準を100%として150%に相当）となる場合の報酬額として算出しています。

なお、各対象期間にかかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式および金銭（以下、あわせて「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、当該対象期間の直前の事業年度の末日における帳簿価格とする。）を上記上限額から控除した金額をもって、当該対象期間に対応する追加拠出額の上限とします。上記残存株式等の算出にあたっては、信託財産内に残存する当社株式から、当該追加拠出の対象期間の開始前に当社グループ取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式であって、当社グループ取締役等に対する給付が未了であるものを除くものとします。

また、本信託において下記（5）により当社グループ取締役等に給付される当社株式（換価処分の対象となる株式数を含む。）の総数は、各対象期間当たり1事業年度当たり160万株に当該対象期間に係る事業年度の数を乗じた数（うち当社の取締役分として1事業年度当たり22万株に当該対象期間に係る事業年度の数を乗じた数）を上限とします。この株数は、上記の拠出金の上限額をふまえて、当社の株価等を参考に設定しております。

(注) 2. 当社が拠出する金銭には、事業会社の取締役および執行役員に対して給付する当社株式等の原資として当該会社が負担すべき金銭が含まれますが、当該金銭については当該会社の対象者に当社株式等の給付がなされた都度、当社と当該会社との間で精算を行います。

(3) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(2)により抛出された金銭を原資として、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(4) 当社グループ取締役等に給付される当社株式等の数および額の算定方法

当社グループ取締役等には、各事業年度に関して、各社の役員株式給付規程に基づき、役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。当社グループ取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、160万ポイント（うち当社の取締役分として22万ポイント）を上限とします。

事業年度毎に付与されたポイント数は、原則として、当該当社グループ取締役等の退任時まで累積されます。この累積したポイント数に退任事由別に設定された所定の係数（1を超えないものとする。）を乗じて得たポイント数（以下、「確定ポイント数」という。）を1ポイント当たり当社普通株式1株に換算して、下記(5)のとおり、当社株式等を給付いたします。ただし、今後、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。

なお、本対象期間における各事業年度の付与ポイント数の算定方法は、以下のとおりです。

①業績連動部分

業績連動部分の算定にあたっては、株主還元と直結する当期利益へのコミットが重要と考え、第7次中期経営計画において設定した親会社の所有者に帰属する当期利益の目標値を指標としております。また、持続的な企業価値向上のためには、株主資本を最大限に活用し、中長期的に資本コストを上回る利益を上げることが必要であり、このことが経営者の責務であるとの観点から、ROE5%以上を給付の最低要件としております。

具体的には、会社毎・役位毎に定める基準ポイント（以下、「業績連動ポイント」という。）に、第7次中期経営計画における親会社の所有者に帰属する当期利益目標に対する達成度に応じた調整率を乗じて算定します。調整率は目標到達時を100%とし、0%～150%の範囲で変動します。

年間付与ポイント数＝業績連動ポイント

×親会社の所有者に帰属する当期利益に関する調整率（0%～150%）

なお、当該事業年度におけるROEが5%未満の場合は、調整率を0%とします。また、当該事業年度において、事業会社がセグメント利益において損失を計上した場合は、当該事業会社の対象者に適用する調整率を0%とします。

②在任期間部分

会社毎・役位毎に定める基準ポイント（以下、「在任期間ポイント」という。）に、当該役位の在任期間に応じた調整率を乗じて算定します。当該事業年度に対応する役務提供期間に全期間在任した場合は、調整率が100%となります。

年間付与ポイント数＝在任期間ポイント

×当該役位の在任期間に応じた調整率（0%～100%）

(5) 当社株式等の給付

当社グループ取締役等が退任し、各社における役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該当社グループ取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、各社における役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた当社グループ取締役等であっても、株主総会または取締役会において解任の決議をされた場合、在任中または退任日から給付が行われる日までの間に一定の非違行為があった場合には、当社または事業会社の取締役会決議に基づき、給付を受ける権利を失効させることができるものとします。また、給付を受けた後に一定の非違行為があった場合においても、当社または事業会社の取締役会決議に基づき、当該当社グループ取締役等が受領した当社株式等に相当する経済価値の返還を請求することができるものとします。

(6) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式については、当社経営への中立性を確保するため、議決権は行使しないものとします。

(7) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、当社および当社グループ取締役等と利害関係のない団体へ寄附されることとなります。

(8) その他

本制度に関するその他の内容については取締役会において定めます。

（ご参考）当社の執行役員ならびに事業会社の取締役および執行役員に対する本制度の一部改定につきましては、第4号議案が原案どおり承認されることを条件として、当社および事業会社の取締役会決議ならびに事業会社の株主総会決議における承認を経ることとしております。

第19期 事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果ならびに対処すべき課題

【当期のグループ業績】

JFEグループは、企業理念である「常に世界最高の技術をもって社会に貢献する」ことを通じて、企業としての持続的な成長を図り、株主の皆様をはじめすべてのステークホルダーにとっての企業価値の向上に努めてまいりました。

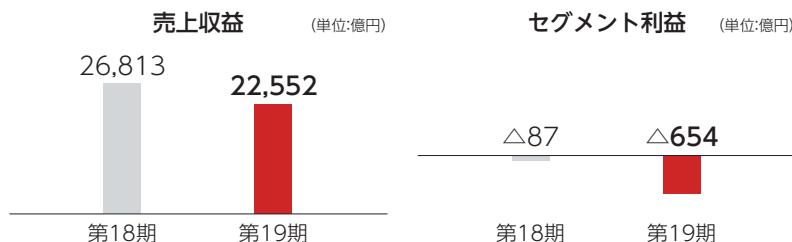
当期の経済環境は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響を受け、特に年度前半において経済活動が著しく停滞しました。年度後半に入ると、国内経済は輸出や個人消費で持ち直しの動きが見られ、海外においても中国ではいち早く景気が回復し、米国や他のアジア諸国でも、持ち直しあるいは下げ止まりの動きが見られました。

このような状況のもと、JFEグループでは、特に鉄鋼事業において、緊急対策として1,000億円規模のコスト削減や設備投資の絞り込み、およびキャッシュ・フロー改善へ向けた取り組みを進めるとともに、国内製鉄所・製造所の製造実力の強靱化とDX(デジタルトランスフォーメーション)推進による生産性の向上等を着実に実行してまいりました。

事業利益および親会社の所有者に帰属する当期利益は、下期は鋼材の販売先である自動車産業等の生産水準が回復したこともあり黒字となりましたが、上期の落ち込みの影響が大きく、通期では赤字となりました。

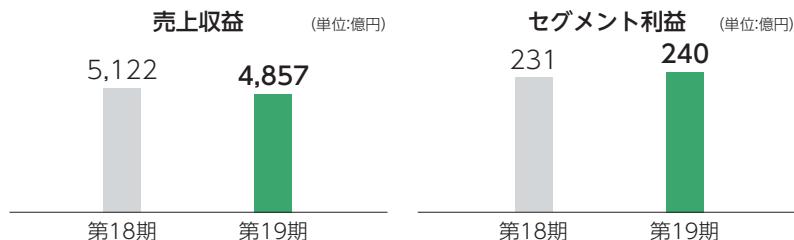
JFEスチール株式会社の業績

JFEスチール株式会社は、年度前半において鉄鋼需要が大幅に減少したことを受けて、高炉2基の一時休止等の緊急対策を実施しました。これにより、当期の連結粗鋼生産量は2,396万トンと前期に比べ大幅に減少しました。売上収益については、販売数量の大幅な減少を受け、2兆2,552億円と前期に比べ減収となりました。損益については、生産最適化によるコストミニマム操業の徹底と、データサイエンス技術を駆使した迅速な高炉再稼働により需要の持ち直しを捕捉したこと、および、輸出市況好転による販売価格の改善等により、下期は黒字に転じましたが、上期における収益悪化の影響が大きく、当期のセグメント利益は654億円の損失となり、前期に比べ大幅に悪化しました。



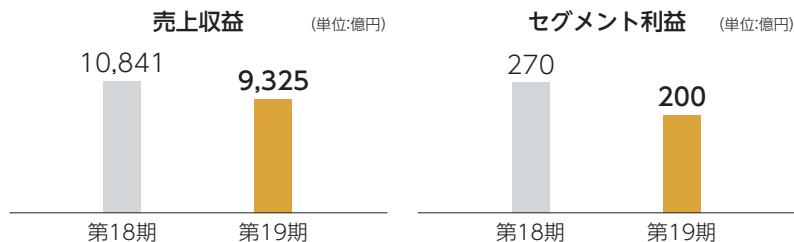
JFEエンジニアリング株式会社の業績

JFEエンジニアリング株式会社は、企業買収による増収効果はありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による工事遅延等により売上収益は4,857億円となり、前期に比べ減収となりました。損益については、売上収益の減少の影響はありましたが、コスト削減等による利益確保に努めた結果、セグメント利益は240億円となり、前期に比べ増益となりました。



JFE商事株式会社の業績

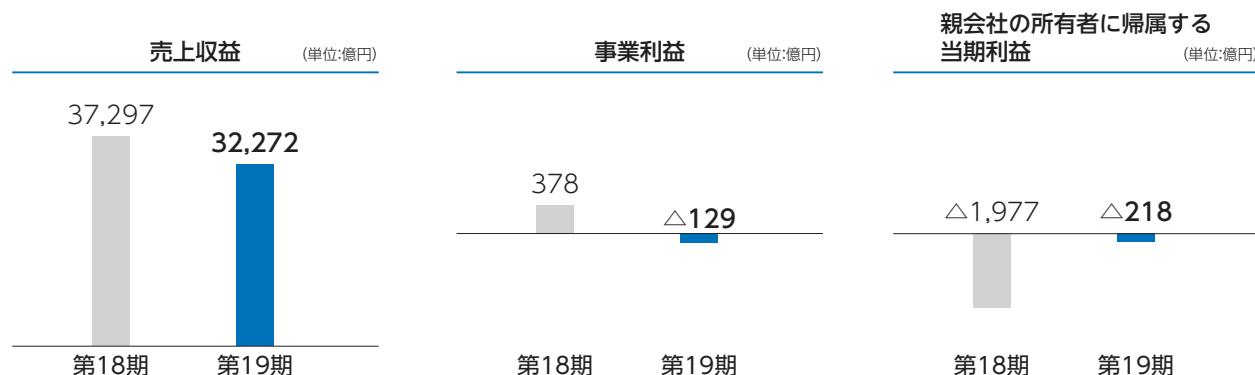
JFE商事株式会社は、下期に需要が回復基調に転じたことや年度終盤には米国をはじめ世界的な市況上昇がみられたことから、上期に対し収益は大きく好転しました。しかしながら、上期における鋼材需要の大幅な落ち込みの影響が大きく、年間の売上収益は9,325億円、セグメント利益は200億円となり、前期に比べ減収減益となりました。



〈当社連結決算の状況〉

持分法適用会社のジャパン マリンユナイテッド株式会社では、新造船市況の回復遅れによる受注船価の低迷や、新型コロナウイルス感染症の拡大による商談の停滞が生じたことから、当期の損益は赤字となりました。これを受けて、JFEグループ連結決算において、持分法投資損失41億円を計上しております。

以上の結果、当社単体業績等と合わせ、当期における連結での売上収益は3兆2,272億円となり、前期に比べ減収となりました。事業損失は129億円となり、前期に比べ悪化しました。なお、個別開示項目として固定資産売却益等204億円を計上しております。税引前損失は49億円、親会社の所有者に帰属する当期損失は218億円となりました。



〈当社単体の業績〉

当社は、事業会社3社より計25億円を経営管理料として受け取りました。またJFEエンジニアリング株式会社およびJFE商事株式会社より、受取配当金として計88億円を受領しました。その結果、当期の当社の営業利益は93億円、経常利益は93億円となりました。

剰余金の配当につきましては、中間配当は見送りとさせていただきますが、鉄鋼事業を中心とした下期の大幅な収益改善等をふまえ、期末配当につきましては1株当たり10円で株主総会にお諮りすることといたしました。何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

- (注) 1. 事業利益 (事業損失): 税引前利益から金融損益および個別開示項目を除いた利益であり、当社連結業績の代表的指標です。
 2. セグメント利益: 事業利益に金融損益を含めた、各セグメントの業績の評価指標です。
 3. 個別開示項目: 金額に重要性のある一過性の性格を持つ項目です。
 4. 当社の単体業績は日本基準を適用しております。

【対処すべき課題】

JFEグループは、2018年から開始した第6次中期経営計画の施策を実行してまいりましたが、計画策定時に想定していなかった、米中貿易摩擦の激化や新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による事業環境の急激な変化のために、特に鉄鋼事業の業績が低迷し、昨年に続き当期利益が赤字となるなど、目標として掲げた主要な財務・収益目標を達成することはできませんでした。

昨年3月に、厳しい事業環境および中長期的な鉄鋼需要動向をふまえ、鉄鋼事業では抜本的な対策として、東日本製鉄所京浜地区の高炉休止を含む構造改革の実施を決断し、その達成に向けた取り組みを進めております。

〈第7次中期経営計画〉

本年JFEグループは、社会の持続的発展と人々の安全で快適な生活のために「なくてはならない」存在としての地位を確立し、経済的持続性を実現することを目指し、第7次中期経営計画を策定いたしました。強靱な経営基盤を確立し新たなステージへ飛躍するために、大胆に変革に挑戦してまいります。この計画は、鉄鋼事業の構造改革が完遂する2024年度までを対象とし、初年度の2021年度においては、5月7日に公表いたしました業績予想、連結事業利益2,000億円の達成に向けて取り組んでまいります。

主な取り組みは、以下のとおりです。

(1) 鉄鋼事業

・量から質への転換

国内の鉄鋼市場は人口減少により将来的に縮小に向かうことが想定されます。一方、海外では、汎用品の価格競争激化に加え、鉄鋼製品の地産地消の流れが強まっており、日本からの輸出拡大には限界があります。

JFEスチール株式会社においては、こうした状況に対し、国内生産については収益の源泉を「量」の拡大に求めず、徹底して「質」の追求に転換してまいります。本中期経営計画においては、年間単独粗鋼生産量2,600万トンを前提に、構造改革による固定費削減に加えて、DX推進による労働生産性の向上や歩留の改善等による大幅なコスト削減を実現いたします。さらに、高付加価値品の比率を引き上げ、プロダクトミックス改善を図るとともに、販売価格体系の抜本的な見直しを推進し、世界トップレベルの「鋼材トンあたり利益」を追求いたします。

- ・労働生産性 : +20% (1,670→2,000トン/人・年)
- ・コスト削減 : 1,200億円
- ・高付加価値品比率 : 50%以上
- ・鋼材トンあたり利益 : 1万円/トン

・成長戦略の推進

同社はこれまで、インドのJSWスチール・リミテッド（JSW社）やベトナムのフォルモサ・ハティン・スチール・コーポレーション等、現地のパートナーと提携し鉄源からの現地一貫生産に取り組み、インサイダーとして成長市場の需要捕捉に取り組んでまいりました。これらの提携を強化し、現地生産化による事業戦略の深化を図ることにより収益の拡大に繋げてまいります。

特にインドにおいては、電力需要の大幅な増加に伴い、変圧器に使用される方向性電磁鋼板の需要拡大が見込まれます。当社の高い技術力をもってこの機会をとらえるべく、JSW社とインドでの方向性電磁鋼板製造販売会社の共同設立について、検討を進めてまいります。

さらに、高付加価値品製造や環境負荷低減等に関する技術・操業・研究ノウハウを活かして構築したプラットフォームを海外メーカー等に提供することにより、継続的に対価を得るソリューションビジネスを展開し、収益の拡大を目指してまいります。

(2) エンジニアリング事業

JFEエンジニアリング株式会社においては、独自の技術とサービスを活かして事業規模を拡大し、あわせて社会課題の解決に貢献してまいります。中長期的には、リサイクルや廃棄物発電等の「Waste to Resource事業」、再生可能エネルギー、カーボンリサイクル等の「カーボンニュートラル事業」、上下水やガス、電力、リサイクル等の運営事業を相互に連携・複合化させる「複合ユーティリティサービス事業」および橋梁、パイプライン建設等の「基幹インフラ事業」を中核事業と位置付け、M&Aや業務提携等も活用し、2030年度を目標に売上収益1兆円規模を目指してまいります。

(3) 商社事業

JFE商事株式会社においては、高機能電磁鋼板の世界No.1のグローバル流通加工体制を構築いたします。加えて、グループ連携による自動車向け鋼材の流通加工体制強化および海外現地企業との協業等による建材事業の基盤確立に取り組むとともに、日本国内においても流通加工機能のさらなる強化により、マーケットにおけるグループの存在感を高め、収益の拡大に努めてまいります。

(4) DX戦略の推進

長年の事業運営を通じて蓄積された膨大なデータやノウハウ等の無形資産に対して最先端のデジタル技術を適用し、業務の全体最適を図り、生産性向上、サプライチェーンの効率化やソリューションビジネス等の新規事業創出により競争力の向上と収益の拡大に取り組めます。またデジタル技術の発展に伴い、サイバー攻撃やシステム不正利用等のリスクの拡大も懸念されることから、セキュリティ対策にも同時に取り組んでまいります。

(5) 「JFEグループ環境経営ビジョン2050」の推進

気候変動問題への取り組みを経営の最重要課題と位置付け、「JFEグループ環境経営ビジョン2050」を策定いたしました。カーボンニュートラルの実現に向けてグループ全体で着実に取り組んでまいります。

【JFEグループ環境経営ビジョン2050】

- ・気候変動問題を極めて重要な経営課題ととらえ、2050年カーボンニュートラルの実現を目指します。
- ・新技術の研究開発を加速し、超革新的技術に挑戦します。
- ・社会全体のCO₂削減に貢献し、それを事業機会ととらえ、企業価値の向上を図ります。
- ・TCFDの理念を経営戦略に反映し、気候変動問題解決に向けて体系的に取り組めます。

【第7次中期経営計画における取り組み】

▶ 2024年度末のCO₂排出量を2013年度比で18%削減（JFEスチール）

* 2030年度のCO₂削減目標については、技術開発の進捗に鑑みて本計画期間中に精査・公表

【2050年カーボンニュートラルに向けた取り組み】

① JFEスチールのCO₂排出量削減

- ▶ **カーボンリサイクル高炉+CCU（Carbon Capture and Utilization）を軸とした超革新的技術開発への挑戦**
- ▶ **水素製鉄（直接還元）の技術開発**
- ▶ 業界トップクラスの電気炉技術を最大活用した高級鋼製造技術の開発、高効率化等の推進
- ▶ トランジション技術の複線的な開発推進
（フェロコークス、転炉スクラップ利用拡大、低炭素エネルギー変革等）

② 社会全体のCO₂削減への貢献拡大

- ▶ JFEエンジニアリング：再生可能エネルギー発電、カーボンリサイクル技術の拡大・開発
CO₂削減貢献量目標 2024年度1,200万トン、2030年度2,500万トン
- ▶ JFEスチール：エコプロダクトやエコソリューションの開発・提供
- ▶ JFE商事：バイオマス燃料や鉄スクラップ等の取引拡大、エコプロダクト商品のSCM（流通加工体制）強化等

③ 洋上風力発電ビジネスへの取り組み

▶ 洋上風力発電事業についてグループ全体で事業化を推進

JFEエンジニアリング：着床式基礎構造物（モノパイル等）製造事業の検討

JFEスチール：倉敷地区の新連铸機を活用した大単重厚板の製造 JFE商事：鋼材、加工品のSCM構築

ジャパン マリンユナイテッド：洋上風力発電浮体の製作および作業船の建造

グループ全体：リソースを最大限活用したオペレーション&メンテナンス

(注) 1. カーボンリサイクル高炉：高炉から排出されるCO₂をメタン化し、還元材として高炉に吹き込む技術です。
2. CCU：CO₂の回収・再利用を意味します。
3. トランジション技術：低炭素や脱炭素への移行を進める技術です。
4. フェロコークス：鉄鉱石の還元効率を改善し、CO₂発生量を削減する革新的な高炉原料です。

(6) 選択と集中に基づく効果的な投資の実行と財務健全性の確保

有利子負債（社債、借入金およびリース負債）の残高については、第6次中期経営計画開始時（2018年3月末）に比べ4,752億円増加（IFRS導入による負債範囲拡大および新リース会計基準の適用によるリース負債期首増加額1,660億円を含む）し、1兆8,061億円となりました。その結果、今期末のDebt/EBITDA倍率は8.1倍、D/Eレシオは93.2%となりました。

このような状況のもと、本中期経営計画においては財務体質の健全化と成長戦略の推進を両立いたします。これまでの鉄鋼事業における設備強靱化の取り組みの成果および構造改革の効果により機能維持投資は減少いたします。また、収益貢献の低い事業や資産の見直しによる徹底した資産圧縮に加えて、棚卸資産圧縮等によるCCC（Cash Conversion Cycle）の改善により必要資金の確保に取り組んでまいります。

一方で、各事業における成長戦略に必要な投資や、カーボンニュートラルへの投資（GX投資）・DX投資も推進し、競争力強化と成長戦略を積極的に推進いたします。

<第7次中期経営計画 投資計画・資産圧縮計画（4ヵ年合計）>

		第7次中期経営計画
グループ投資額	設備投資	12,000億円程度
	事業投融資	2,500億円程度
(投資額のうち)	GX投資	3,400億円程度
	DX投資	1,200億円程度
資産圧縮		2,000億円程度

(注) GX投資：グリーントランスフォーメーション投資の略称です。

なお、鉄鋼事業の構造改革後の京浜地区の用地活用については、川崎市をはじめ行政と協働で、経済性最大化と地域・社会の持続的発展への貢献の観点から土地利用転換を検討してまいります。扇島地区については、2023年度には整備方針を公表し、2030年度までには一部土地の供用を開始できるよう取り組んでまいります。

(7) 主要財務・収益目標、株主還元方針

当社は、本中期経営計画の最終年度に、ROE10%、連結事業利益3,200億円、親会社の所有者に帰属する当期利益2,200億円の財務・収益目標を掲げ、各施策を着実に実行してまいります。

また、株主の皆様への還元を最重要課題の一つと位置付けており、引き続き配当性向30%程度を方針といたします。

		第7次中期経営計画
グループ全体	連結事業利益	3,200億円
	親会社の所有者に帰属する当期利益	2,200億円
	ROE	10%
	Debt/EBITDA倍率	3倍程度
	D/Eレシオ	70%程度
事業会社	鉄鋼事業	
	・トンあたり利益	1万円/トン
	・セグメント利益	2,300億円
	エンジニアリング事業	
	・セグメント利益	350億円
・売上収益	6,500億円	
商社事業		
・セグメント利益	400億円	

(注) 1. D/Eレシオ：格付け評価上の資本性を持つ負債について、格付け機関の評価により資本に算入しております。
2. 鉄鋼事業のトンあたり利益：(連結セグメント利益÷単体出荷数量)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響については、その先行きは予断を許さない状況が続いております。引き続き動向を注視し、従業員や関係者の感染防止に十分配慮しながら、それぞれの事業特性に応じた迅速かつ的確な対策を実施してまいります。一方、感染防止対策として導入したリモートワークについては、育児・介護との両立を含めた多様な働き方を可能とする仕組みとしてワークライフバランスの推進に繋がりました。従業員の安全・健康管理を強化し、多様な背景を持つ人材の能力・意欲を最大限引き出すことが、グローバル化や複雑化が進む事業環境下での持続的成長には不可欠です。JFEグループは引き続き、ダイバーシティ&インクルージョンや働き方改革の取り組みを高めてまいります。

JFEグループは、社会との信頼関係の基本である、コンプライアンスの徹底、環境課題への取り組み、安全の確立について、グループをあげて真摯な努力を継続してまいります。

本中期経営計画においては、コーポレートガバナンスのさらなる充実に向けて、環境や社会に関する非財務指標を経営目標とし、それを投資判断、役員報酬等の様々な指標として適用することについて検討してまいります。

今後も企業としての持続的成長を図り、株主の皆様をはじめすべてのステークホルダーにとっての企業価値最大化に努めてまいりますので、株主の皆様におかれましては、JFEグループに対し、なお一層のご理解をいただくとともに、ご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 生産、受注および販売の状況

当期における当社および連結子会社等(共同支配事業を含む)の生産、受注および販売の状況につきましては、以下のとおりであります。なお、販売の状況に含まれる共同支配事業の売上収益は、当社グループの持分に相当する金額であります。

① 生産の状況

(単位：千t)

区 分	第18期 (2019年度)	第19期(当期) (2020年度)	増減(比率)
■ 鉄鋼事業(粗鋼生産量)	28,089	23,965	△14.7%

② 受注の状況

(単位：百万円)

区 分	第18期 (2019年度)	第19期(当期) (2020年度)	増減(比率)
■ エンジニアリング事業	413,089	501,110	+21.3%

③ 販売の状況

(単位：百万円)

区 分	第18期 (2019年度)	第19期(当期) (2020年度)	増減(比率)
■ 鉄鋼事業	2,681,350	2,255,216	△15.9%
■ エンジニアリング事業	512,295	485,750	△5.2%
■ 商社事業	1,084,137	932,510	△14.0%
調整額	△548,065	△446,192	—
合 計	3,729,717	3,227,285	△13.5%

(3) 設備投資の状況

当期における当社および連結子会社等(共同支配事業を含む)の設備投資総額は、3,423億円であり、主なものは以下のとおりであります。なお、上記金額に含まれる共同支配事業の設備投資金額は、当社グループの持分に相当する金額であります。

① 当期に完成した主要設備

鉄鋼事業

JFEスチール株式会社

西日本製鉄所(福山地区) フェロコークスパイロットプラント建設工事

② 当期継続中の主要設備

鉄鋼事業

JFEスチール株式会社

東日本製鉄所(千葉地区) 第6高炉改修工事

西日本製鉄所(倉敷地区) 連続鋳造機建設工事

西日本製鉄所(倉敷地区) 第4高炉改修工事

西日本製鉄所(倉敷地区) 高炉送風ボイラーリフレッシュSTEP1

西日本製鉄所(倉敷地区) 製鋼能力増強工事

西日本製鉄所(福山地区) 第3コークス炉AB団更新工事

全社 製鉄所システムリフレッシュ(第2期)

(4) 資金調達の状況

当社および連結子会社等(共同支配事業を含む)は、グループの所要資金として長期借入金ならびに普通社債の発行により計2,840億円を調達いたしました。なお、上記金額に含まれる共同支配事業の金額は、当社グループの持分に相当する金額であります。

(5) 財産および損益の状況

① 当社連結の財産および損益の状況

日本基準

区分	第16期 (2017年度)	第17期 (2018年度)	第18期 (2019年度)	第19期 (当期) (2020年度)
売上高 (百万円)	3,678,612			
営業利益 (百万円)	246,669			
経常利益 (百万円)	216,339			
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	144,638			
1株当たり当期純利益	250円86銭			
純資産 (百万円)	2,009,911			
総資産 (百万円)	4,440,910			

国際財務報告基準 (IFRS)

区分	第16期 (2017年度)	第17期 (2018年度)	第18期 (2019年度)	第19期 (当期) (2020年度)
売上収益 (百万円)	3,627,248	3,873,662	3,729,717	3,227,285
事業利益 (百万円)	218,378	232,070	37,899	△12,911
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	97,635	163,509	△197,744	△21,868
基本的1株当たり当期利益	169円34銭	283円81銭	△343円39銭	△37円98銭
資本合計 (百万円)	1,922,065	1,991,759	1,706,552	1,760,154
資産合計 (百万円)	4,487,173	4,709,201	4,646,120	4,654,972

(注) 当社は、第17期より従来の日本基準に替えて、国際財務報告基準 (IFRS) を適用しております。

② 当社単体の財産および損益の状況

日本基準

区分	第16期 (2017年度)	第17期 (2018年度)	第18期 (2019年度)	第19期 (当期) (2020年度)
営業収益 (百万円)	34,572	116,518	61,228	21,918
営業利益 (百万円)	18,010	104,233	48,548	9,334
経常利益 (百万円)	18,010	104,233	48,548	9,334
当期純利益 (百万円)	△42,180	104,128	25,866	9,182
1株当たり当期純利益	△73円14銭	180円69銭	44円91銭	15円94銭
純資産 (百万円)	981,063	1,028,332	1,014,114	1,023,456
総資産 (百万円)	2,366,306	2,479,150	2,676,515	2,745,823

(6) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

① 当社

鉄鋼事業、エンジニアリング事業、商社事業をはじめとする事業会社等の株式を所有することによる当該会社の支配・管理

② 鉄鋼事業 [JFEスチール株式会社およびその関係会社]

各種鉄鋼製品、鋼材加工製品、原材料等の製造・販売、ならびに運輸業および設備保全・工事等の周辺事業

(主要製品)

鉄鋼製品・半製品（熱延薄鋼板、冷延薄鋼板、表面処理鋼板、厚鋼板、形鋼、H形鋼、鋼矢板、レール、継目無鋼管、鍛接鋼管、電縫鋼管、角型鋼管、電弧溶接鋼管、電磁鋼板、ステンレス鋼板、棒鋼、線材、鉄粉、スラブ）、チタン製品、鋼材加工製品、化学製品、素形材製品、各種容器類、鋳業・鋳産品、鉄鋼スラグ製品、機能素材、合金鉄、各種耐火物、築炉工事、各種運送事業・倉庫業、土木建築工事、設備管理・建設工事、電気工事、電気通信工事、火力発電、ガス、建設仮設材、不動産、保険代理業、各種サービス業、各種コンピュータシステム、材料分析・解析、環境調査、技術情報調査、知的財産支援等

③ エンジニアリング事業 [JFEエンジニアリング株式会社およびその関係会社]

エネルギー、都市環境、鋼構造、産業機械等に関するエンジニアリング事業、リサイクル事業および電力小売事業

(主要製品)

ガス・石油・水道パイプライン、LNG・LPG等各種タンク、太陽光・地熱・バイオマス等再生可能エネルギー発電設備、都市ごみ焼却炉、水処理システム、使用済みプラスチック等のリサイクルサービス、橋梁・港湾構造物、物流流通システム・エンジン・シールド掘進機・バラスト水処理システム等の産業機械、製鉄・製鋼・ミニミル関連設備、EV（電気自動車）急速充電器、農業生産設備等

④ 商社事業 [JFE商事株式会社およびその関係会社]

鉄鋼製品、製鉄原材料、非鉄金属製品、食品等の仕入、加工および販売

(主要取扱製品等)

鉄鋼製品（厚鋼板、縞板、熱延薄鋼板、冷延薄鋼板、電磁鋼板、表面処理鋼板、亜鉛鋼板、ブリキ、鋼管、特殊鋼管、棒鋼、H形鋼、軽量形鋼、一般形鋼、コラム、線材、ステンレス鋼、特殊鋼、スラブ）、溶材、鉄粉、鋼材加工製品、製鉄原材料・資機材、非鉄金属製品、化学製品、石油製品、紙製品、船舶、バイオマス燃料、土木建築工事、テールアルメ工法、缶詰製品、農畜産物、水産物、半導体製品、不動産等

(7) 主要な営業所・工場および海外事務所等の状況 (2021年3月31日現在)

① 当社

本 社	本社（東京都千代田区）
-----	-------------

② 鉄鋼事業（JFEスチール株式会社）

本 社	本社（東京都千代田区）
支 社 等	大阪支社、名古屋支社、北海道支社（札幌市）、東北支社（仙台市）、新潟支社、北陸支社（富山市）、中国支社（広島市）、四国支社（高松市）、九州支社（福岡市）、千葉営業所、神奈川営業所（横浜市）、静岡営業所、岡山営業所、沖縄営業所（那覇市）
工 場	仙台製造所、東日本製鉄所（千葉市・川崎市）、西日本製鉄所（倉敷市・福山市）、知多製造所（半田市）
研 究 所	スチール研究所（千葉市・川崎市・半田市・倉敷市・福山市）
海 外 事 務 所 等	ニューヨーク、ヒューストン、プリズベン、ブラジル、ドバイ、ニューデリー、ムンバイ、シンガポール、バンコック、ベトナム、ジャカルタ、マニラ、ソウル、北京、上海、広州

③ エンジニアリング事業（JFEエンジニアリング株式会社）

本 社	本社（東京都千代田区）、横浜本社
支 社 等	北海道支店（札幌市）、道東営業所（釧路市）、苫小牧営業所、東北支店（仙台市）、青森営業所（八戸市）、福島復興再生支店、横浜支店、川崎支店、新潟支店、富山支店、静岡支店、名古屋支店、三重営業所（津市）、大阪支店、奈良営業所（香芝市）、和歌山営業所、神戸営業所、四国営業所（高松市）、倉敷営業所、中国支店（広島市）、福山営業所、山口営業所（防府市）、九州支店（福岡市）、熊本営業所、南九州営業所（鹿児島市）、沖縄支店（那覇市）
工 場	鶴見製作所（横浜市）、津製作所
研 究 所	総合研究所（横浜市）
海 外 事 務 所 等	北京、上海、フィリピン、ハノイ、ホーチミン、バンコック、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ヤンゴン、インド、デュイスブルグ、アメリカ

④ 商社事業（JFE商事株式会社）

本 社	本社（東京都千代田区）
支 社 等	大阪支社、名古屋支社、北海道支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、新潟支店、静岡支店、北陸支店（富山市）、岡山支店、広島支店、四国支店（高松市）、九州支店（福岡市）、千葉南営業所（千葉市）、京浜営業所（川崎市）、浜松営業所、知多営業所（半田市）、岡山営業所（倉敷市）、倉敷営業所、福山営業所、鹿児島営業所、那覇営業所
海 外 事 務 所 等	台北、シンガポール、デュッセルドルフ、ドバイ、高雄、イスタンブール、アメリカ、ブラジル、香港、オーストラリア、韓国、北京、上海、広州、タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、インド、ベトナム

(注) 海外事務所等には、現地法人も含めて記載しております。

なお、その他主要な関係会社の本店所在地につきまして、後記（9）重要な子会社等の状況（37頁～40頁）に記載いたしております。

⑧ 従業員の状況（2021年3月31日現在）

当社、各事業会社および連結子会社の従業員の状況は、以下のとおりであります。

① 当社および連結子会社の従業員数

	従業員数（名）
当社	52
鉄鋼事業（JFEスチール株式会社およびその連結子会社）	45,797
エンジニアリング事業（JFEエンジニアリング株式会社およびその連結子会社）	10,612
商社事業（JFE商事株式会社およびその連結子会社）	7,910
合 計	64,371

② 当社および各事業会社（JFEスチール株式会社、JFEエンジニアリング株式会社、JFE商事株式会社）の従業員の状況

	従業員数（名）	（前期末比）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
当社	52	（7名増）	45.1	21.2
JFEスチール株式会社	16,089	（91名増）	38.3	15.8
JFEエンジニアリング株式会社	3,866	（25名増）	44.3	14.4
JFE商事株式会社	1,003	（16名増）	39.9	14.0

(注) 当社の平均勤続年数の算定にあたり、各事業会社からの出向者については、それぞれの会社での勤続年数を通算いたしております。

(9) 重要な子会社等の状況 (2021年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

(※印は子会社保有の株式を含んでおります。)

名 称	本店所在地	事 業 の 内 容	資本金 (百万円)	議決権 比率 (%)
■ 鉄鋼事業				
J F E スチール株式会社	東京都千代田区	鉄鋼製品の製造・販売	239,644	100.0
J F E 条鋼株式会社	東京都港区	形鋼、鉄筋棒鋼製品の製造・販売	30,000	※100.0
J F E ケミカル株式会社	東京都台東区	化学製品の製造・販売	6,000	※100.0
J F E 建材株式会社	東京都港区	鉄鋼二次製品の製造・加工・販売	5,000	※97.4
J F E 鋼板株式会社	東京都品川区	鉄鋼二次製品の製造・加工・販売	5,000	※100.0
ジエコス株式会社	東京都中央区	建設仮設材の賃貸・販売	4,397	※62.0
J F E 物流株式会社	東京都千代田区	各種運送事業、倉庫業	4,000	※89.2
J F E コンテナ株式会社	東京都千代田区	各種容器類の製造・販売	2,365	※59.6
J F E シビル株式会社	東京都台東区	土木建築工事の請負	2,300	※100.0
J F E ミネラル株式会社	東京都港区	鋳業・鋳製品の製造・加工・販売、 鉄鋼スラグ製品・機能素材の製造・販売	2,000	※100.0
J F E ライフ株式会社	東京都台東区	不動産業、保険代理業、各種サービス業	2,000	※100.0
J F E プラントエンジニア株式会社	東京都台東区	機械装置の製造・販売、電気工事、電気通信工 事、設備管理・建設工事の請負	1,700	※100.0
J F E システムズ株式会社	東京都港区	各種コンピュータシステムの開発・販売	1,390	※67.7
水島合金鉄株式会社	岡山県倉敷市	合金鉄の製造・販売	1,257	※100.0
J F E 継手株式会社	大阪府岸和田市	鋼管継手の製造・販売	958	※86.6
J F E 鋼材株式会社	東京都中央区	鋼板剪断、溶断加工、鋼材販売	488	※100.0
J F E 溶接鋼管株式会社	東京都中央区	電縫鋼管の製造・販売	450	※100.0
JFEスチール・オーストラリア・ リソーシズ・プロプライタリー ・リミテッド	オーストラリア ブリスベン	オーストラリアにおける炭鋳・鉄鋳石鋳山事業 への投資	百万豪ドル 460	※100.0
フィリピン・シンター・ コーポレーション	フィリピン マニラ	焼結鋳の製造・販売	百万フィリピンペソ 1,881	※100.0
JFEスチール・ガルバナイズिंग (タイランド)・リミテッド	タイ ラヨーン	熔融亜鉛鍍金製品の製造・販売	百万タイバーツ 4,362	※100.0

名 称	本店所在地	事 業 の 内 容	資本金 (百万円)	議決権 比率 (%)
■ エンジニアリング事業				
J F Eエンジニアリング株式会社	東京都千代田区	エンジニアリング事業	10,000	100.0
J & T 環 境 株 式 会 社	横 浜 市	総合リサイクル事業	650	※64.0

■ 商社事業

J F E 商 事 株 式 会 社	東京都千代田区	鉄鋼製品、製鉄原材料、非鉄金属製品、化学製品・石油製品、資機材等の国内取引および輸出入取引	14,539	100.0
J F E 商 事 鉄 鋼 建 材 株 式 会 社	東京都千代田区	建材製品、土木・建築用資材の販売および金属加工業、土木・建築工事および各種工事	1,500	※100.0
J F E 商 事 鋼 管 管 材 株 式 会 社	東京都千代田区	鋼管・管材製品の販売	500	※100.0
JFE商事(タイランド)・リミテッド	タ イ バ ン コ ッ ク	鉄鋼製品、製鉄原材料、資機材等の輸出入取引および国内取引	百万タイバツ 20	※100.0
J F E 商 事 ・ ア メ リ カ ・ ホ ー ル デ ィ ン グ ス ・ イ ン ク	米 国 ロ サ ン ゼ ル ス	米州地域の子会社の経営管理等	百万米ドル 0	※100.0
J F E 商 事 ・ ア メ リ カ ・ L L C	米 国 ロ サ ン ゼ ル ス	鉄鋼製品、製鉄原材料等の輸出入取引および国内取引	—	※100.0
ケリー・パイプ・カンパニー・LLC	米 国 サンタフェスプリングス	鋼管の販売	—	※100.0

- ・前期に記載しておりましたJFE商事薄板建材株式会社は、2020年4月1日にJFE商事鉄鋼建材株式会社を存続会社として合併いたしました。
- ・前期に記載しておりましたJFE商事・トレード・アメリカ・LLCは、2020年4月1日にJFE商事・アメリカ・LLCに商号変更いたしました。
- ・前期に記載しておりましたJFE商事・トレード(タイランド)・リミテッドは、2020年5月5日にJFE商事(タイランド)・リミテッドに商号変更いたしました。
- ・当期における連結子会社は、上記各社を含め327社であります。

② 重要な関連会社の状況

(※印は子会社保有の株式を含んでおります。)

名 称	本店所在地	事 業 の 内 容	資本金 (百万円)	議決権 比率 (%)
■ 鉄鋼事業				
日伯ニオブ株式会社	東京都千代田区	ブラジルにおけるニオブ鉱山事業への投資	37,272	※25.0
瀬戸内共同火力株式会社	広島県福山市	火力発電事業	5,000	※50.0
品川リフラクトリーズ株式会社	東京都千代田区	各種耐火物の製造・販売、築炉工事の請負	3,300	※34.1
日本 鑄 造 株 式 会 社	川 崎 市	鑄鋼品等の製造・販売	2,627	※34.0
日本 鑄 鉄 管 株 式 会 社	埼 玉 県 久 喜 市	鑄鉄管等の製造・販売	1,855	※30.0
エヌケーケーシームレス鋼管株式会社	川 崎 市	シームレスパイプの製造・販売	1,595	※49.0
株 式 会 社 エ ク サ	横 浜 市	各種コンピュータシステムの開発・販売	1,250	※49.0
株 式 会 社 J F E サ ン ソ セ ン タ ー	広島県福山市	酸素ガス、窒素ガス、アルゴンガス等の製造・販売	90	※40.0
広州 J F E 鋼板有限公司	中 国 広 州	冷延および溶融亜鉛鍍金製品の製造・販売	百万人民元 3,191	※50.0
ニューコア・JFEスチール・ メキシコ・S.DE R.L.DE C.V.	メ キ シ コ シ ラ オ	溶融亜鉛鍍金鋼板の製造・販売	百万米ドル 361	※50.0
宝武傑富意特殊鋼有限公司	中 国 韶 関	特殊鋼棒鋼の製造・販売	百万人民元 1,372	※50.0
タイ・コールド・ロール・スチール・シート・ パブリック・カンパニー・リミテッド	タ イ バ ン コ ッ ク	冷延鋼板の製造・販売	百万タイバツ 4,816	※36.0
カリフォルニア・スチール・ インダストリーズ・インク	米 国 フ ォ ン タ ナ	鉄鋼製品の製造・販売	百万米ドル 40	※50.0
J S W スチール・リミテッド	イ ン ド ム ン バ イ	鉄鋼製品の製造・販売	千万インドルピー 301	※15.0

■ エンジニアリング事業

スチールプランテック株式会社	横 浜 市	製鉄機械等の設計・製作・据付	1,995	※34.0
----------------	-------	----------------	-------	-------

■ 商社事業

阪和工材株式会社	大 阪 市	ステンレス製品の加工・販売	1,076	※47.9
----------	-------	---------------	-------	-------

■ その他の事業

ジャパン マリンユナイテッド株式会社	横 浜 市	船舶・艦艇・海洋構造物等の設計、製造、販売、 据付、修繕、保守、保全	57,500	35.0
--------------------	-------	---------------------------------------	--------	------

- ・前期に記載しておりました宝鋼特鋼韶関有限公司は、2020年12月10日に宝武傑富意特殊鋼有限公司に商号変更いたしました。
- ・当期における持分法適用会社等(共同支配事業を含む)は、上記各社を含め76社であります。

③ 特定完全子会社に関する事項(2021年3月31日現在)

名 称	住 所	帳簿価額の合計額 (百万円)	当社の総資産額 (百万円)
J F E ス チ ール 株 式 会 社	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号	721,736	2,745,823

(10) 主要な借入先(2021年3月31日現在)

当社および連結子会社の主要な借入先は以下のとおりであります。

借 入 先	借入残高 (百万円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	258,943
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	135,487
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	122,226
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	113,016

2 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

(1) 株式数

発行可能株式総数	2,298,000,000株
発行済株式の総数	614,438,399株
(うち自己株式数)	37,915,070株

(2) 株主総数

215,592名

(3) 大株主

株主名	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	53,606	9.3
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	31,127	5.4
日本生命保険相互会社	20,821	3.6
第一生命保険株式会社	13,127	2.3
株式会社みずほ銀行	12,138	2.1
J F E 従業員持株会	10,266	1.8
株式会社日本カストディ銀行 (信託口 5)	8,774	1.5
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	8,471	1.5
J F E 取引先持株会	8,144	1.4
東京海上日動火災保険株式会社	7,827	1.4

(注) 上記のほか、当社は自己株式37,915,070株を保有いたしてあり、持株比率の算定においては自己株式を除いて算出いたしてあります。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	かき 柿 ぎ 木 こう じ 厚 司	公益財団法人JFE21世紀財団理事長
代 表 取 締 役	きた の よ し ひ さ 北 野 嘉 久	JFEスチール株式会社代表取締役社長
代 表 取 締 役	てら は た ま さ し 寺 畑 雅 史	JFEスチール株式会社取締役 公益財団法人JFE21世紀財団専務理事
取 締 役	お 織 た な お 直 す け 織 田 直 祐	JFE商事株式会社代表取締役社長
取 締 役	おお した はじめ 大 下 元	JFEエンジニアリング株式会社代表取締役社長
取 締 役	やま も と ま さ み 山 本 正 巳	富士通株式会社取締役シニアアドバイザー 株式会社みずほフィナンシャルグループ社外取締役
取 締 役	け も り の ぶ ま さ 家 守 伸 正	住友金属鉱山株式会社相談役 長瀬産業株式会社社外取締役 住友不動産株式会社社外取締役
取 締 役	あん どう よ し こ 安 藤 よ し 子	キリンホールディングス株式会社社外監査役 三精テクノロジー株式会社社外取締役
監 査 役 (常 勤)	はら の ぶ や 原 伸 哉	JFEスチール株式会社監査役
監 査 役 (常 勤)	ば ば く み こ 馬 場 久 美 子	JFEエンジニアリング株式会社監査役 JFE商事株式会社監査役
監 査 役	おお や ぎ し げ お 大 八 木 成 男	帝人株式会社相談役 KDDI株式会社社外取締役 株式会社三菱UFJ銀行社外取締役 東京電力ホールディングス株式会社社外取締役
監 査 役	さ い き いまお 佐 長 功	阿部・井窪・片山法律事務所パートナー弁護士
監 査 役	ぬま が み つよし 沼 上 幹	一橋大学大学院経営管理研究科教授

(注) 1. 取締役織田直祐氏は、2021年4月1日付で、JFE商事株式会社代表取締役社長を退任し、同社特別顧問となりました。
2. 取締役山本正巳、家守伸正および安藤よし子の3氏は、社外取締役であります。

3. 当期中に退任した取締役は次のとおりであります。

退任時の地位	氏名	退任年月日
取締役	吉田 政雄	2020年6月19日

4. 監査役大八木成男氏は、2020年6月25日付で、東京電力ホールディングス株式会社社外取締役に就任いたしました。
5. 監査役沼上幹氏は、2020年8月31日付で、一橋大学理事・副学長を退任いたしました。
6. 監査役原伸哉氏は、JFEスチール株式会社における経営企画、経理・財務関連の業務および当社における経理関連の業務を通じて財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役馬場久美子氏は、JFEエンジニアリング株式会社における海外事業の統括、経理・財務関連の業務に加え、同社の執行役員としての任務の経験を通じて財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役沼上幹氏は、経営戦略をはじめ企業経営全般について幅広く研究しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役大八木成男、佐長功および沼上幹の3氏は、社外監査役であります。
8. 取締役山本正巳、家守伸正および安藤よし子、監査役大八木成男、佐長功および沼上幹の6氏は株式会社東京証券取引所等が定める独立役員の要件および当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしております。また、当社は、6氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所等に届け出ております。
9. 2021年3月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。

地位	氏名	分担
社長	柿木 厚司	CEO（最高経営責任者）
副社長	寺畑 雅史	CFO（最高財務責任者） 総務部、企画部、IR部、財務部および京浜臨海土地活用検討班の統括
専務	藤原 弘之	総務部および企画部の担当
専務	田中 利弘	IR部および財務部の担当
常務	岩山 眞士	京浜臨海土地活用検討班の担当

10. 2021年4月1日付で執行役員の地位および分担が次のとおり変更となりました。

地位	氏名	分担
社長	柿木 厚司	CEO（最高経営責任者）
副社長	寺畑 雅史	CFO（最高財務責任者） 総務部、企画部、IR部、財務部および京浜臨海土地活用検討班の統括
専務	田中 利弘	IR部および財務部の担当
常務	岩山 眞士	京浜臨海土地活用検討班の担当
常務	北島 誠也	総務部および企画部の担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社はすべての社外取締役およびすべての監査役と会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

(3) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)					対象となる 役員の員数
		基本報酬	賞与	株式報酬			
				業績連動部分	在任期間部分		
取 締 役	247,766	234,102	0	0	13,664	9名	
監 査 役	121,583	121,583	-	-	-	5名	

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役1名を含んでおります。
 2. 報酬等の額のうち、社外役員7名の報酬等の合計額は91,847千円であり、そのすべてが基本報酬であります。
 3. 取締役に対する業績連動報酬等として、賞与と株式報酬の業績連動部分を設けておりますが、当事業年度に係る業績連動報酬の支給はございません。
 4. 上記の株式報酬は全額が非金銭報酬等であり、取締役に対する、当事業年度に費用計上した非金銭報酬等の総額は13,664千円です。

② 役員報酬制度に関する基本的な考え方

当社は、報酬委員会による審議および答申をふまえ、2018年4月26日開催の取締役会において決議した「当社取締役および執行役員の報酬に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）、およびこれに基づき2021年2月9日開催の取締役会において決議した「当社取締役および執行役員の個人別報酬の決定方針」（以下、「決定方針」という。）に従い、役員報酬制度を設計・運用しております。

取締役の個人別の報酬等の内容については、報酬委員会が基本方針等との整合性を含む多角的な検討のうえ取締役会に答申し、取締役会はその答申を尊重し決定しております。このことから、取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容は基本方針および決定方針に沿うものであると判断しております。

当社が制定した基本方針および決定方針の概要は以下のとおりです。

<基本方針>

- ・取締役および執行役員の報酬制度については、「公正性」「客観性」「透明性」を担保すべく、報酬委員会で妥当性を審議した上で取締役会において決定するものとします。
- ・取締役および執行役員の報酬は、当社グループの経営環境や同業ないし同規模他社の報酬水準を踏まえつつ、当社グループの企業理念を实践する優秀な人材を確保できる水準とします。
- ・当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブとなるよう、各取締役および執行役員の役割、責務等に応じて基本報酬と業績に連動する報酬（年次賞与、株式報酬）の割合を適切に設定します。

<決定方針の概要>

- ・取締役および執行役員の報酬は、基本方針および決定方針に従い、報酬委員会の答申をふまえ、取締役会の決議により決定する。
- ・当社の取締役および執行役員に対する報酬は、基本報酬と業績連動報酬（年次賞与および株式報酬）から構成される。
- ・基本報酬は、役位等に応じて毎月、定額を金銭で支給する。
- ・年次賞与は、単年度の会社業績に連動させ、年1回、金銭で支給する。
- ・株式報酬は、退任時に信託を通じて当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）を給付する。
- ・種類別の報酬割合は、上位の役職ほど業績連動報酬のウエイトが高まる構成とし、社長については業績目標を達成した場合の比率を「基本報酬：年次賞与：株式報酬＝6：2：2」とする。

③基本報酬および年次賞与について

当社は、2018年6月21日開催の第16回定時株主総会の決議により、取締役の報酬限度額を年額7億円以内（うち社外取締役分は年額8,000万円以内）とし、基本報酬に加えて年次賞与についても当該報酬限度額の範囲内で支給することとしております。なお、当該決議に係る取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）です。

年次賞与は、単年度のセグメント利益の合計額を業績連動指標としており、当該指標の達成度に役位ごとの一定の係数を乗じて額を算定いたします。

当社は、第6次中期経営計画において、セグメント利益の合計額2,800億円/年を収益目標として掲げており、その達成に向けて各施策を着実に実行していくことが重要と考え、当該指標を選定いたしました。

当事業年度を含むセグメント利益の合計額の推移につきましては、以下のとおりです。

(単位：百万円)	第16期 (2017年度)	第17期 (2018年度)	第18期 (2019年度)	第19期 (2020年度)
セグメント利益の合計額	203,898	219,566	25,353	△25,408

(注) 当社は、第17期より従来の日本基準に替えて、国際財務報告基準 (IFRS) を適用しております。なお、第16期の額は、IFRSに組み替えております。

④ 株式報酬について

当社は、取締役の中長期的な企業価値の向上に対するインセンティブをより高めるため、2018年6月21日開催の第16回定時株主総会の決議により、株式報酬制度を導入いたしました。

本制度においては、当社が定める役員株式給付規程に従い、取締役に対して、事業年度ごとに、業績連動部分および在任期間部分としてポイントが付与されます。業績連動部分については、役位毎に定める基準ポイントに、親会社の所有者に帰属する当期利益に関する調整率を乗じて算定いたします。在任期間部分については、役位毎に定める基準ポイントに、当該役位の在任期間に応じた調整率を乗じて算定いたします。取締役退任時に、累積したポイント数に退任事由別に設定された所定の係数を乗じて得たポイント数を、1ポイントあたり当社普通株式1株に換算して当社株式等を給付いたします。

取締役に給付する当社株式は、当社が拠出する金銭を原資に信託を通じて取得されます。当該株主総会決議により、2018年度からの3事業年度において、当社取締役分として、信託に拠出する金銭の上限および信託が取得する当社株式数の上限はそれぞれ6億円および66万株としております。なお、当該決議に係る取締役の員数は2名です。

当社は、第6次中期経営計画期間において、株主還元に直結する、親会社の所有者に帰属する当期利益2,000億円/年を収益目標として掲げており、その達成に向けて各施策を着実に実行していくことが重要と考え、株式報酬のうち、業績連動部分の数の算定の基礎としてこの業績指標を選定いたしました。

当事業年度を含む親会社の所有者に帰属する当期利益の推移につきましては、前記**1**(5)財産および損益の状況(33頁)に記載いたしております。

なお、当該事業年度においては、当社取締役に対する当社株式等の給付は行っておりません。

また、取締役を解任された場合および一定の非違行為があった場合には、取締役会の決議により、当該取締役の給付を受ける権利を失効させることができることとしております。すでに給付を受けた者についても一定の非違行為があった場合には、取締役会の決議により、すでに給付した当社株式等に相当する経済価値の返還を請求することができることとしております。

⑤ 監査役に関する報酬の方針

監査役に関しては、決定方針において、独立した客観的な立場から経営の監査を行う役割に鑑み、基本報酬のみを支給し、その個人別の額は、株主総会で定めた報酬限度額の範囲内において監査役の協議によって定める旨を規定しております。監査役の報酬限度額は、2018年6月21日開催の第16回定時株主総会の決議により、年額2億円以内としており、当該決議に係る監査役の員数は5名です。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

各社外役員の重要な兼職先は42頁に記載のとおりであります。
なお、各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における活動状況

・取締役 山本正巳

取締役会15回のすべてに出席し、ICTに関する豊富な知識やグローバル経営の推進などに関する幅広い見識に基づき、適宜発言しております。

・取締役 家守伸正

取締役会15回のすべてに出席し、幅広い事業と企業経営の豊富な経験および金属材料についての深い学識に基づき、適宜発言しております。

・取締役 安藤よし子

2020年6月19日の就任以来、取締役会12回のすべてに出席し、行政官としての豊富な経験および雇用・労働分野における高度な専門知識に基づき、適宜発言しております。

・監査役 大八木成男

取締役会15回のすべてと、監査役会18回のすべてに出席し、多岐にわたる事業とグローバル企業経営の豊富な経験およびコーポレートガバナンスの強化に取り組まれた経験に基づき、適宜発言しております。

・監査役 佐長 功

取締役会15回のすべてと、監査役会18回のすべてに出席し、弁護士として企業法務等に関する豊富な経験および高い見識から、適宜発言しております。

・監査役 沼上 幹

取締役会15回のすべてと、監査役会18回のすべてに出席し、企業の経営戦略や組織のあり方についての深い学識や大学経営に参画された経験に基づき、適宜発言しております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役山本正已、家守伸正、安藤よし子の3氏については、取締役会において社外取締役としての独立した立場から会社経営に関して適宜発言しておりますが、特に当事業年度は、新型コロナウイルス感染症の影響下における収益対策の実施や第7次中期経営計画の策定等に際し、自らの知見に基づき多くの意見を述べました。加えて、指名委員会・報酬委員会の委員としても適宜発言する等、当社が期待するガバナンス強化の役割を十分に果たしております。

なお、指名委員会および報酬委員会の活動状況や構成につきまして、後記コーポレートガバナンスに対する取り組み（53頁～56頁）に記載いたしております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

19,000千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

558,634千円

③ ②のうち、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

556,690千円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載いたしております。
3. 監査役会は、前期の監査実績の相当性、当期の監査計画の内容および報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等に同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、連結子会社の会計に関する助言業務等について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会が検討のうえ、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。また、上記に準じる場合、その他必要があると監査役会が判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的といたします。

6 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、経営支配権の異動は、企業活動・経済の活性化にとって有効な手段の一つであり、当社株式の大規模買付行為が開始された場合において、これを受け入れるかどうかは、原則として、株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、大規模買付行為またはこれに関する提案につきましては、株主の皆様が、当該大規模買付行為または提案の企業価値および株主共同の利益への影響を的確に判断する必要があると認識しております。そのために、大規模買付者および当社取締役会の双方から、株主の皆様へ迅速に必要なかつ十分な情報・意見・提案等の提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間を確保することといたします。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社グループは、企業理念である「常に世界最高の技術をもって社会に貢献する」ことを通じて、長期的な観点に立って、企業価値および株主共同の利益の向上に誠実に努めることを経営の基本姿勢としております。

純粋持株会社である当社は、グループの一元的なガバナンスの中心にあって、全グループの戦略策定機能を担うとともに、リスク管理と対外説明責任を果たすなどグループの中核としての業務を遂行しています。透明性の高い経営をめざして、取締役のうち3分の1以上を独立した社外取締役とする方針の下、取締役8名のうち3名を独立した社外取締役としております。また、監査役5名のうち3名を社外監査役としております。さらに取締役1名と監査役1名が女性であるなど独立性の向上に加えて多様性の向上にも取り組んでおります。コーポレートガバナンス基本方針の制定、指名委員会・報酬委員会の設置、取締役会の実効性評価、中長期業績に連動した役員株式報酬制度の導入、当社社長の選解任の基本方針やそのプロセスの制定などを通じ、ガバナンスの強化にも取り組んでまいりました。

当社の傘下には、世界トップクラスの鉄鋼一貫メーカーであるJFEスチール株式会社をはじめ、JFEエンジニアリング株式会社、JFE商事株式会社の3つの事業会社がそれぞれの事業特性に鑑み最適な事業運営を行い、競争力の強化と収益力の拡大を図っています。鉄鋼業における世界最高水準の製造実力やコスト競争力、グループ全体のシナジーを活かした開発、優れた人的資本など、長年の経営努力と継続的な投資によって蓄積された企業価値の源泉を最大限に活かし、地球環境保全に役立つ技術開発等を含め長期的な視野に立った様々な施策を地道に継続していくことが当社の企業価値の向上と持続的な成長に資するものと考えます。本年当社グループは、社会の持続的発展と人々の安全で快適な生活のため

に「なくてはならない」存在としての地位を確立し、経済的持続性を実現することを目指して「JFEグループ第7次中期経営計画」を策定いたしました。強靱な経営基盤を確立し、グループの中長期的な持続的成長と企業価値の向上を実現するために大胆に変革に挑戦してまいります。

また、引き続きお客様・株主の皆様・取引先・従業員・地域社会等、全てのステークホルダーの皆様からご支援とご協力がいただけるよう努力してまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2007年3月1日開催の取締役会において、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針」（以下「対応方針」という。）の導入を決定し、同年およびその後の対応方針の有効期限である2年ごとの定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき継続しておりましたが、2017年6月23日開催の定時株主総会、さらには2019年6月21日開催の定時株主総会において、対応方針を一部変更（以下、変更後の当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針を「本方針」という。）のうえ継続することについて株主の皆様のご承認をいただきました。

本方針により、具体的には、議決権割合20%以上の当社株式を取得しようとする大規模買付者に対し、大規模買付行為完了後の経営方針および事業計画等の提示を事前に求めます。その後一定期間、当社取締役会は、大規模買付者が本方針に基づくルールを遵守したか否か、あるいは、当該提案内容が当社に回復しがたい損害をもたらすことがないか、企業価値、株主共同の利益を著しく損なうことがないか、という観点から評価、検討を行い、取締役会としての意見を開示するとともに、大規模買付者と交渉したり、取締役会として株主の皆様へ代替案を提示したりすることがあります。当社は、対抗措置としての新株予約権の無償割当ての実施の是非につき株主の意思を確認する手続きを行い、その承認が得られた場合のみ当該措置を発動いたします。ただし、大規模買付者が上記の大規模買付ルールを遵守しない場合、あるいは所定の要件（いわゆる高裁四類型）に該当するときに限り、株主意思確認手続きを経ることなく、当社取締役会として対抗措置を発動することがあります。

なお、当社取締役会は、対抗措置発動の是非を決定するときは、社外取締役等を中心とする特別委員会に対し諮問し、特別委員会の勧告を受けるものといたします。取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、特別委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。

(4) 上記の取り組みが、上記基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、会社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

本方針は、当社株式の大規模買付行為が開始された場合において、株主の皆様が迅速に必要な情報・意見・提案等の提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間を確保することにより、株主の皆様が、当該大規模買付行為の企業価値および株主共同の利益への影響を的確に判断することを担保するためのものです。また、当該大規模買付行為に関する当社取締役会の判断における透明性、客観性、公正性および合理性を担保するため、取締役会から独立した組織として、社外取締役および社外監査役計3名から構成される特別委員会を設置しております。さらに、本方針においては、ルール違反の場合およびいわゆる高裁四類型に該当する場合を除く全ての場合に、対抗措置発動に際し株主の皆様が意思確認手続きを行うこととしており、当社取締役会はその決定に従った対応をとり、経営陣が自己保身のため恣意的に本方針を運用することは不可能な仕組みとなっております。加えて、本方針の継続については一昨年定時株主総会で株主の皆様のご承認をいただいております。

従って、上記基本方針に沿った内容であり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

なお当社は、本年5月7日開催の取締役会において、本総会の終結の時までの有効期限をもって本方針を廃止し、継続しないことを決議しております。

(注) 本事業報告中の表示数値未満の端数の取り扱い、金額および株式数については切り捨て、比率その他の数値については四捨五入といたしております。

(ご参考) コーポレートガバナンスに対する取り組み

当社は、当社およびJFEグループが、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を実現し、企業理念を実践するために最良のコーポレートガバナンスを追求しその更なる充実を図ることに努めており、2015年10月に「JFEホールディングス コーポレートガバナンス基本方針」(以下、「本基本方針」という。)を制定いたしました。本基本方針および当社のコーポレートガバナンス体制の概要は以下のとおりです。なお、本基本方針の全文は当社ホームページ(アドレス<https://www.jfe-holdings.co.jp/>)に掲載いたしております。

当社およびグループのコーポレートガバナンス体制

グループの体制

- ・ JFEグループは当社をグループの中核たる純粋持株会社とするグループ体制を採用しています。
- ・ 持株会社である当社はグループの一元的なガバナンスの中心にあって、全グループの戦略機能を担い、全グループのリスク管理と対外説明責任を負うスリムなグループの中核としての業務を遂行します。
- ・ 各事業会社は、事業分野ごとの特性に応じた業務執行体制により事業を推進し、競争力の強化と収益力の拡大を図ります。
- ・ 持株会社と事業会社が各々その責務を果たすことにより、株主はじめ全てのステークホルダーにとっての中長期的な企業価値の最大化に努めます。

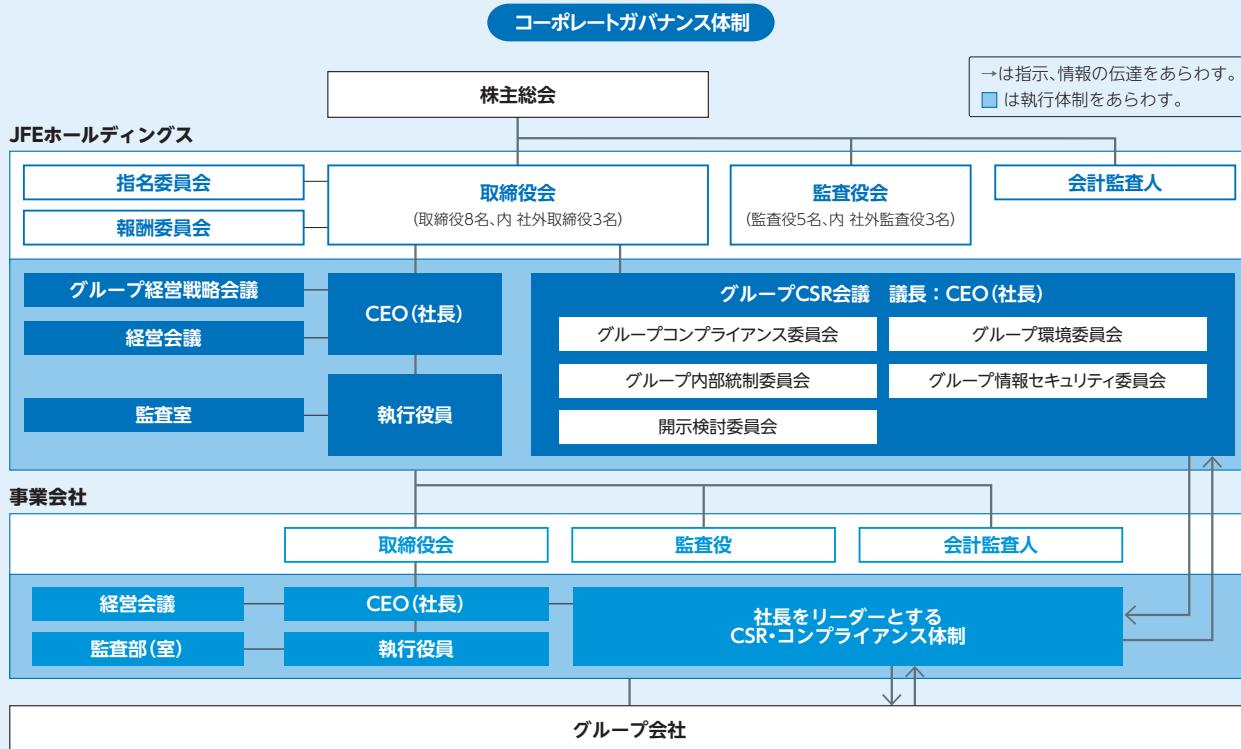
当社の体制

- ・ 取締役会において、経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行います。
- ・ 監査役会設置会社として、監査役および監査役会が職務執行状況等の監査を実施します。
- ・ 経営の重要な意思決定および監督と、業務執行を分離し、業務執行に係る迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を採用しております。
- ・ 取締役会の諮問機関として指名委員会および報酬委員会を設置しております。

取締役会

機能と役割

- ・ 当社の取締役会は、法令、定款および取締役会規則等の当社規程に従い、グループの経営計画や経営の基本方針を含む経営の重要な意思決定を行います。
- ・ 業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督を行います。
- ・ 当社およびJFEグループ各社に関わる事項について、社内規程により明確な基準による決定権限および決定手続を定めます。
- ・ 重要な事項については、当該定めに従って当社グループ経営戦略会議・経営会議による審議および当社取締役会での決定を行います。
- ・ 取締役会規則で定める重要な業務執行の決定以外の決定は、意思決定を迅速に行うため、原則としてその権限を当該業務を担当する執行役員に委譲します。



取締役会の構成・取締役候補者の選任方針

構成に関する考え方

- ・ 当社の取締役会は、様々な知識、経験および能力を有する者により構成し、員数を12名以内とし、うち独立社外取締役の割合を取締役の3分の1以上とすることを目指します。

選任方針

- ・ 社内取締役は、当社または各事業会社において経営に携わるなどの方法を通じ、事業に関する深い理解と知見を有する者の中から、グループ全体の経営の意思決定および業務執行の監督を担うに相応しい見識を持った人物を選任します。
- ・ 社外取締役はグローバル企業の経営者としての豊富な経験あるいは有識者としての深い知見を有する者等の中から、ガバナンス強化の役割を担い、当社の独立性基準を満たす人物を独立社外取締役として複数名選任します。

(ご参考) コーポレートガバナンスに対する取り組み

監査役・監査役会

機能と役割

- ・ 当社の監査役は、会社の独立した機関として、取締役の職務執行を監査することにより、会社の健全で持続的な成長の確保と社会的信頼の向上に努めます。
- ・ 職務の適切な遂行のため、取締役等と意思疎通を図り、必要に応じて意見を述べます。
- ・ 子会社の取締役等との意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めます。
- ・ 監査役は、監査役会を通じて、職務上知り得た重要な情報を、他の監査役と共有するように努めるとともに、他の監査役との意見交換を通じて、適正な監査を実行します。
- ・ 常勤監査役は、重要会議への出席のほか業務・財産状況の調査等を通じて情報収集に努めるとともに、積極的に監査環境の整備に努めます。
- ・ 社外監査役は、監査の体制および機能の中立性、独立性を一層高めることを意識し、より大所高所の視点から監査します。
- ・ 監査役および監査役会は、法令に定められた権限を適切に行使することにより、監査の実効性を高めるように努めます。

監査役会の構成・監査役候補者の選任方針

構成に関する考え方

- ・ 当社の監査役は、財務・会計に関する十分な知見を有する者を含み、その員数を6名以内とし、その半数以上は社外監査役とします。

選任方針

- ・ 社内監査役は、当社または各事業会社において経営または監査に携わるなどの方法を通じ、事業に関する深い理解と知見を有する者の中から、取締役の職務の執行の監査を的確、公正に行うことができる知識および経験を持ち、監査機能を担うに相応しい見識を持った人物を選任します。
- ・ 社外監査役は、グローバル企業の経営者としての豊富な経験あるいは有識者としての深い知見を有する者等の中から、監査機能の充実の役割を担い、当社の独立性基準を満たす人物を独立社外監査役として複数名選任します。

グループCSR会議の取り組み

- ・ グループCSR会議はCEO（社長）が議長を務め、企業価値の毀損防止と向上の観点から、グループの経営理念、リスクマネジメント、ステークホルダーや社会に対する責任およびその他企業姿勢に関わるテーマについて、グループとして方針の審議・決定や方針の浸透状況の監督および発生した課題等の情報共有を行っております。
- ・ 本会議における審議事項のうち、グループの基本方針、活動計画、重要施策の内容および重要事態発生時の対応等について、取締役会に定期的に報告し審議することにより、指示監督を受けています。

指名委員会および報酬委員会

- ・2015年10月に、取締役等の人事および報酬について、公正性、客観性および透明性を担保すべく、取締役会の諮問機関として、指名委員会および報酬委員会を設置しました。
- ・指名委員会および報酬委員会は、それぞれ委員の過半数を社外役員で構成し、委員長はいずれも社外役員の中から決定しております。
- ・2020年度は指名委員会を4回、報酬委員会を5回開催しております。

なお、各委員会の構成は以下のとおりであり、第19回定時株主総会以降も同様の構成とすることを予定しております。

(2021年3月31日現在)

指名委員会

委員長	山本 正巳	取締役 (社外)
委員	安藤よし子	取締役 (社外)
委員	大八木成男	監査役 (社外)
委員	沼上 幹	監査役 (社外)
委員	柿木 厚司	取締役 (社内)
委員	北野 嘉久	取締役 (社内)

報酬委員会

委員長	家守 伸正	取締役 (社外)
委員	山本 正巳	取締役 (社外)
委員	佐長 功	監査役 (社外)
委員	沼上 幹	監査役 (社外)
委員	柿木 厚司	取締役 (社内)
委員	寺畑 雅史	取締役 (社内)

以上

連結計算書類<国際財務報告基準 (IFRS)>

連結財政状態計算書 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産)		(負 債)	
流 動 資 産	1,888,694	流 動 負 債	1,139,017
現金及び現金同等物	142,416	営業債務及びその他の債務	496,995
営業債権及びその他の債権	751,824	社債、借入金及びリース負債	277,027
契 約 資 産	101,282	契 約 負 債	43,038
棚 卸 資 産	785,632	未 払 法 人 所 得 税 等	15,090
未 収 法 人 所 得 税	14,748	引 当 金	11,518
そ の 他 の 金 融 資 産	13,359	そ の 他 の 金 融 負 債	86,836
そ の 他 の 流 動 資 産	79,430	そ の 他 の 流 動 負 債	208,510
非 流 動 資 産	2,766,278	非 流 動 負 債	1,755,800
有 形 固 定 資 産	1,772,303	社債、借入金及びリース負債	1,529,112
の れ ん	6,200	退 職 給 付 に 係 る 負 債	141,186
無 形 資 産	95,055	引 当 金	24,105
使 用 権 資 産	111,938	繰 延 税 金 負 債	7,591
投 資 不 動 産	58,310	そ の 他 の 金 融 負 債	45,417
持分法で会計処理されている投資	355,242	そ の 他 の 非 流 動 負 債	8,387
退 職 給 付 に 係 る 資 産	22,159	負 債 合 計	2,894,818
繰 延 税 金 資 産	86,014	(資 本)	
そ の 他 の 金 融 資 産	244,505	親会社の所有者に帰属する持分	1,679,223
そ の 他 の 非 流 動 資 産	14,547	資 本 金	147,143
資 産 合 計	4,654,972	資 本 剰 余 金	652,465
		利 益 剰 余 金	1,029,976
		自 己 株 式	△180,639
		そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素	30,278
		非 支 配 持 分	80,930
		資 本 合 計	1,760,154
		負債及び資本合計	4,654,972

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

連結損益計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	3,227,285
売 上 原 価	△2,912,766
売 上 総 利 益	314,519
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△324,057
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	14,239
そ の 他 の 収 益	25,782
そ の 他 の 費 用	△43,394
事 業 損 失	△12,911
固 定 資 産 売 却 益	28,021
減 損 損 失	△7,544
営 業 利 益	7,566
金 融 収 益	1,686
金 融 費 用	△14,184
税 引 前 損 失	△4,930
法 人 所 得 税 費 用	△14,133
当 期 損 失	△19,063
当 期 損 失 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	△21,868
非 支 配 持 分	2,804
当 期 損 失	△19,063

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前損失	△4,930
減価償却費及び償却費	236,353
引当金の増減額(△は減少)	△2,696
受取利息及び受取配当金	△7,179
支払利息	13,844
営業債権及びその他の債権の増減額(△は増加)	△71,111
棚卸資産の増減額(△は増加)	86,569
営業債務及びその他の債務の増減額(△は減少)	△42,479
その他	47,381
小計	255,751
利息及び配当金の受取額	14,857
利息の支払額	△12,362
法人所得税の支払額又は還付額(△は支払)	△10,972
営業活動によるキャッシュ・フロー	247,274
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産、無形資産及び投資不動産の取得による支出	△308,123
有形固定資産、無形資産及び投資不動産の売却による収入	29,547
投資の取得による支出	△5,731
投資の売却による収入	128,898
その他	△8,812
投資活動によるキャッシュ・フロー	△164,221
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	3,396
コマーシャル・ペーパーの増減額(△は減少)	△88,999
長期借入れによる収入	224,077
長期借入金の返済による支出	△214,826
社債の発行による収入	60,000
自己株式の取得による支出	△65
その他	△13,674
財務活動によるキャッシュ・フロー	△30,092
現金及び現金同等物の為替変動による影響	2,752
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	55,712
現金及び現金同等物の期首残高	86,704
現金及び現金同等物の期末残高	142,416

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

(ご参考)セグメント情報(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 報告セグメントの概要

当社グループは、持株会社である当社のもと、「JFEスチール(株)」、「JFEエンジニアリング(株)」、および「JFE商事(株)」の3つの事業会社をおき、事業分野ごとの特性に応じた業務執行体制をとっております。

当社グループの報告セグメントは、事業会社(連結ベース)を単位としたそれらに属する製品・サービス別により識別されております。

各報告セグメントに属する製品およびサービスは、「鉄鋼事業」は各種鉄鋼製品、鋼材加工製品、原材料等の製造・販売、ならびに運輸業および設備保全・工事等の周辺事業、「エンジニアリング事業」はエネルギー、都市環境、鋼構造、産業機械等に関するエンジニアリング事業、リサイクル事業および電力小売事業、「商社事業」は鉄鋼製品、製鉄原材料、非鉄金属製品、食品等の仕入、加工および販売であります。

2 報告セグメントに関する情報

当社グループは、セグメント利益に基づきセグメントの業績を評価しております。セグメント利益は、税引前利益から金額に重要性のある一過性の項目を除いた利益となっております。

セグメント間の取引は、市場価格等に基づいております。

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	連 結 財 務 諸 表 計 上 額
	■ 鉄鋼	■ エンジニア リング	■ 商社	計		
売上収益						
外部顧客への売上収益	1,938,933	474,908	813,443	3,227,285	—	3,227,285
セグメント間の売上収益	316,283	10,842	119,066	446,192	△446,192	—
合計	2,255,216	485,750	932,510	3,673,477	△446,192	3,227,285
セグメント利益	△65,461	24,073	20,098	△21,289	△4,118	△25,408
固定資産売却益						28,021
減損損失						△7,544
税引前損失						△4,930
セグメント資産	3,864,262	478,146	717,270	5,059,679	△404,707	4,654,972
その他の項目						
減価償却費及び償却費	211,645	14,629	11,065	237,340	△987	236,353
減損損失	△6,351	△59	△1,133	△7,544	—	△7,544
金融収益	689	171	1,000	1,861	△174	1,686
金融費用	△11,880	△838	△2,053	△14,772	588	△14,184
持分法による投資損益(△は損失)	16,873	277	671	17,822	△3,582	14,239
持分法で会計処理されている投資	312,476	11,903	17,144	341,525	13,717	355,242
資本的支出	308,384	22,358	12,798	343,540	△1,145	342,395

計算書類<日本基準>

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	504,998	流 動 負 債	353,181
現金及び預金	55,328	短期借入金	82,097
営業未収入金	1,052	1年内償還予定の社債	30,000
短期貸付金	416,588	未払金	30,443
その他の	32,029	未払費用	1,300
		未払法人税等	22
		預り金	209,317
		前受収益	1
固 定 資 産	2,240,825	固 定 負 債	1,369,185
有形固定資産	1	社債	260,000
工具、器具及び備品	1	長期借入金	1,108,663
無形固定資産	8	取締役・執行役員株式給付引当金	30
商標権	8	執行役員退職慰労引当金	36
		その他の	455
投資その他の資産	2,240,815	負 債 合 計	1,722,367
関係会社株式	904,392	(純資産の部)	
出資金	3	株 主 資 本	1,023,750
長期貸付金	1,335,775	資本金	147,143
長期前払費用	7	資本剰余金	772,574
繰延税金資産	242	資本準備金	772,574
その他の	393	利益剰余金	189,163
		その他利益剰余金	189,163
		繰越利益剰余金	189,163
		自 己 株 式	△85,130
		評価・換算差額等	△293
		繰延ヘッジ損益	△293
資 産 合 計	2,745,823	純 資 産 合 計	1,023,456
		負債純資産合計	2,745,823

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

損益計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
受 取 配 当 金	8,847	
金 融 収 益	10,565	
経 営 管 理 料	2,505	21,918
営 業 費 用		
金 融 費 用	10,383	
一 般 管 理 費	2,200	12,583
営 業 利 益		9,334
経 常 利 益		9,334
税引前当期純利益		9,334
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		155
法 人 税 等 調 整 額		△3
当 期 純 利 益		9,182

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社
代表取締役社長 柿木 厚司 殿

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村 裕 輔 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴田 芳 宏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 哲 也 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	脇本 恵 一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表

示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社
代表取締役社長 柿木 厚司 殿

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村 裕 輔 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴田 芳 宏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 哲 也 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	脇本 恵 一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程ならびに監査計画および職務の分担等に従い、取締役および執行役員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、業務および財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づく体制（内部統制体制）の整備・運用状況を監視および検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制についても、取締役および執行役員等ならびにEY新日本有限責任監査法人から適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号イおよびロに掲げる事項）については、その内容について確認いたしました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査役会は、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役および執行役員等ならびに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、監査役および監査役会は、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制体制に関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。当該基本方針に基づく各取り組みは、同方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社 監査役会

監査役(常勤) 原 伸 哉 ㊟

監査役(常勤) 馬 場 久美子 ㊟

社外監査役 大八木 成 男 ㊟

社外監査役 佐 長 功 ㊟

社外監査役 沼 上 幹 ㊟

以 上

第19回定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

帝国ホテル 本館2階 孔雀の間

T E L 03(3504)1111 (代表)

※午前9時15分開場を予定しております。

下車駅

JR 山手線・京浜東北線
地下鉄 東京メトロ日比谷線・千代田線・都営三田線
都営三田線
東京メトロ銀座線・日比谷線・丸ノ内線

有楽町駅 徒歩5分

日比谷駅 徒歩3分

内幸町駅 徒歩3分

銀座駅 徒歩5分



お知らせ

- おみやげをご用意いたしておりません。予めご了承賜りますようお願い申し上げます。
- 会場には、駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
- 本株主総会会場は禁煙となっておりますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からご覧
いただけます。
<https://s.srdb.jp/5411/>



**UD
FONT**

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。